

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月25日
【会社名】	オリックス銀行株式会社
【英訳名】	ORIX Bank Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 錦織 雄一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目22番8号
【電話番号】	(03) 6722 - 3600 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 直井 正典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝三丁目22番8号
【電話番号】	(03) 6722 - 3633
【事務連絡者氏名】	経理部長 直井 正典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 10,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	オリックス銀行株式会社第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定 （2021年2月26日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、2021年3月5日から2021年3月16日までのいずれかの日（以下「利率決定日」という。）に決定する予定である。）
利払日	毎年3月22日及び9月22日（注）12.
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2021年9月22日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月22日及び9月22日の2回に各々その日までの前半が年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。（注）12. （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2026年3月19日（注）13.
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、2026年3月19日にその総額を償還する。（注）13. （2）償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）11. 「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年3月16日（注）14.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年3月22日（注）14.
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1 担保提供制限 （1）当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担保付切替条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。

	(2)当社が、前号により本社債に担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を利率決定日に取得する予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の

「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

3. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1)当社は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)を財務代理人として、本社債の財務代理事務を委託する。

(2)財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3)当社が財務代理人を変更する場合(財務代理人の商号変更及び合併等の場合を除く。)には、その旨を公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本(注)6.に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)及び本(注)10.を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法681条第1号の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 発行代理人及び支払代理人

株式会社三菱UFJ銀行

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

12. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6か月毎の応当日に変更される。

13. 償還期限については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の5年後の応当日に変更されるものとし、当該応当日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日に変更される。

14. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で2021年2月26日から2021年3月16日までを予定しているが、実際の利率の決定については、2021年3月5日から2021年3月16日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「2021年3月5日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「2021年3月11日」となることがある。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】**(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,500	1 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,500	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金27.5銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,500	
計	-	10,000	-

(注) 引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、上記のとおり内定しておりますが、利率決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	37	9,963

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,963百万円は、2021年6月末までに、全額を投資用不動産ローンによる貸付金に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	42,612	49,250	52,541	55,158	58,907
うち信託報酬	百万円	446	444	637	797	909
経常利益	百万円	13,126	18,151	22,663	25,215	26,612
当期純利益	百万円	8,656	12,473	15,995	17,116	18,492
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	-	-	-	-	-
資本金	百万円	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数	千株	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
純資産額	百万円	144,492	155,399	170,417	188,043	205,676
総資産額	百万円	1,752,385	1,892,524	2,041,159	2,244,384	2,601,289
預金残高	百万円	1,179,526	1,322,079	1,445,964	1,543,873	1,888,580
貸出金残高	百万円	1,311,358	1,539,700	1,675,755	1,867,818	2,151,289
有価証券残高	百万円	319,109	253,214	254,821	257,469	266,900
1株当たり純資産額	円	120,410.42	129,499.31	142,014.88	156,702.75	171,396.92
1株当たり配当額	円	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	円	7,213.94	10,394.91	13,329.81	14,263.34	15,410.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	8.2	8.2	8.3	8.3	7.9
自己資本利益率	%	6.1	8.3	9.8	9.5	9.3
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,765	49,846	28,807	6,956	67,676
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,922	63,442	3,502	3,389	12,260
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	30,151	43,747	69,052	58,706	114,122
従業員数	人	553	561	600	639	685
[外、平均臨時従業員数]		[139]	[155]	[147]	[148]	[149]
信託財産額	百万円	519,287	514,681	603,146	615,951	683,823
信託勘定貸出金残高	百万円	68,000	127,900	215,800	233,436	232,263
信託勘定有価証券残高	百万円	59,780	47,277	37,394	38,593	49,252
株主総利回り	%	-	-	-	-	-
(比較指標：-)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価	円	-	-	-	-	-
最低株価	円	-	-	-	-	-

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。また、平均臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
8. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。
9. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
10. 第26期及び第27期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第23期、第24期及び第25期の財務諸表については監査を受けておりません。

2【沿革】

1993年 8月	山一信託銀行株式会社として設立
1998年 4月	オリックスグループ入り
8月	オリックス信託銀行株式会社へ商号を変更
1999年 3月	無店舗販売方式による「ダイレクト預金」の取り扱い開始
10月	住宅ローン事業開始
2001年 3月	インターネット取引専用預金「eダイレクト預金」の取り扱い開始
10月	株主割当増資200億円を実施（増資後の資本金は300億円）
2009年 3月	東京・大阪に法人営業部を新設
5月	「法人eダイレクト定期預金」の取り扱い開始
9月	株主割当増資200億円を実施（増資後の資本金は400億円）
10月	本店を東京都中央区日本橋兜町から港区芝へ移転
2010年 3月	総資産 1兆円を達成
2011年 3月	株主割当増資100億円を実施（増資後の資本金は450億円）
	預金残高（譲渡性預金を含む）1兆円を達成
10月	オリックス銀行株式会社へ商号を変更
2012年 3月	「オリックス銀行カードローン」の取り扱い開始
2013年 5月	「eダイレクト金銭信託」の取り扱い開始
2014年12月	「eダイレクト2週間定期預金」の取り扱い開始
2015年 8月	個人向け預金残高および個人向け住宅ローン残高 1兆円を達成
11月	「かんたん相続信託」の取り扱い開始
2016年 5月	「オリックス銀行カードローン」の融資残高1,000億円を達成
2017年 5月	「しんくみ相続信託」の取り扱い開始
8月	適格機関投資家を対象とした「私募投資信託」の取り扱い開始
9月	「eダイレクト定期預金」残高 1兆円を達成
2018年 4月	「ORIX BANK GINZA PLAZA」をオープン
5月	個人向け「投資信託」の取り扱い開始
9月	「キャッシュフローシミュレーター」の取り扱い開始
	「家族信託サポートサービス」の取り扱い開始
2019年 4月	「かんたん相続信託 遺贈寄附特約」の取り扱い開始
7月	預金残高（譲渡性預金を含む）2兆円を達成
2020年 8月	銀行代理業者として、ソニー銀行の住宅ローンの取り扱い開始
10月	「かんたん相続信託 iPS財団遺贈寄附特約」の取り扱い開始

3【事業の内容】

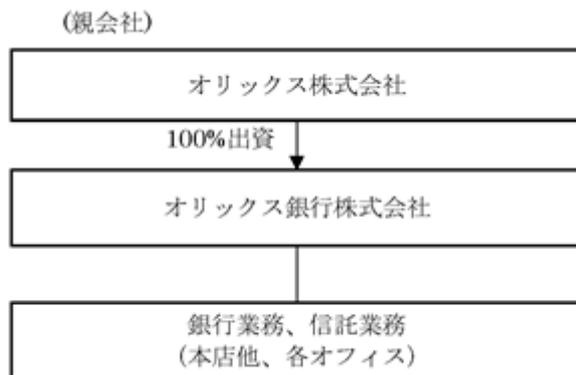
当社は銀行業務、信託業務を中心に以下の業務を行っております。

[銀行業務、信託業務]

預金業務、貸出及び債務保証業務、有価証券業務、商品有価証券業務、ノンリコースファイナンス業務、投資信託販売業務、債権管理回収業務、銀行代理業務、信託業務 等

事業の系統図は以下のとおりであります。なお、当社は銀行業の単一セグメントであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(親会社) オリックス株式会社	東京都港区	221,111	リース、融資、その他金融サービス	被所有 100.00	-	-	リース取引、債権回収業務の委託	社用設備の賃貸借	-

(注) オリックス株式会社は、有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

当社の従業員数

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
703 [145]	40.6	7.11	6,467

(注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めた就業人員であります。なお、執行役員7名を含んでおります。

2. 当社は、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 当社の従業員組合は結成されておられません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は以下の経営理念および経営方針を定めています。

[経営理念]

当社は、たえず顧客・市場の要請に応え、先進的な金融サービスの提供により、新しい価値と環境の創造を目指すとともに、銀行業としての公共性を発揮することにより、社会に貢献する。

[経営方針]

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者保護等を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行う。このために、適切な法令等遵守態勢をさらに充実させ、また、適正な業務執行を確保するためのガバナンス体制を構築・整備する。

当社は、既存の銀行もしくは信託銀行のあり方にとらわれず、得意分野における専門性を高め、より高度な専門的サービスを提供し、収益率の高い銀行を指向する。

(2) 経営戦略等

当社は、店舗網や口座決済機能、ATMを持たず、インターネットを通じた取引を中心することで運営費を抑え、お客さまに魅力的な預金金利を提供し安定的な調達を行っています。預金を中心に調達した資金は、主に投資用不動産ローンとして貸出金で運用する事業モデルで差別化を図っています。

近年は、少子高齢化などの外部環境の変化を踏まえ、お客さまの資産運用や承継ニーズにお応えするため、信託機能を生かした商品・サービスの検討も進めています。

テクノロジーの進化が加速する中、デジタルによるお客さまとの接点の最適化や効率的な事務手続きの推進により更なる効率化を実現するとともに、新規ビジネス領域や機能の拡大による成長を目指します。

(3) 経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標

当社は持続的な成長に向けて、収益力の観点から当期純利益を、収益性の観点からROAを、健全性の観点から自己資本比率を、客観的な指標として注視しています。

(4) 経営環境

新型コロナウイルス感染症拡大により、日本経済に厳しい下押し圧力がかかっており広範な悪影響が及んでおります。緊急事態宣言解除後、日本経済は政府・日本銀行が打ち出した財政政策および金融緩和策等により徐々に落ち着きを取り戻しつつありましたが、感染の再拡大もあり、景気の先行きは依然として予断を許さない状況にあります。今後の感染拡大の規模によっては経済活動が再び大きく抑制される可能性とともに、財政政策等の反動によるマイナス影響が発生する可能性も潜んでいます。また、銀行業界は低金利環境継続や異業種参入による競争激化などによる収益性の低下が顕著であります。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた、キャッシュレス・ペーパーレス等、デジタル化の一層の進展などにより経営環境はさらに変化していくことが予想されます。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

持続的な成長に向けて次の事項を優先的に対処すべき課題と認識し、それぞれ記載した施策を中心に検討・推進しております。

資産の質・量の適切なコントロールによるROA向上

- () 従来の投資用不動産ローン以外の分野についても積極的に資金調達の需要があるお客さまの資金ニーズを発掘・捕捉し貸出を行った後、その貸出金を信託機能を活用して証券化商品などに仕立て、投資家へ販売することなどに注力。
- () 預金商品のほか、投資信託や合同金銭信託など魅力ある商品・サービスを適切に資金運用の需要があるお客さまに提供するとともに、信託機能を生かした新商品の開発など。
- () 投資用不動産ローンで培ったノウハウを生かしたコンサルティング等の不動産周辺事業での新ビジネスの開発など。

貸出ポートフォリオの分散

投資用不動産ローンを中心とした貸出ポートフォリオの分散に向けて、事業分析力・案件構築力を高めつつ新しい社会インフラ構築に資する分野（再生可能エネルギー、物流施設関連等）に貸出対象の拡大を企図。

A L Mの適切なコントロールによる流動性リスクの低減

当社の運用資産の大半は投資用不動産ローンを中心とした長期ローンとなっている一方、資金調達はインターネットや電話などによる申し込みを通じた比較的期間の短い定期預金を中心となっている中、預金期間の長期化、資金調達手法の多様化などを通じて運用・調達の期間ギャップを適切に管理。

デジタルイゼーション・働き方改革

新型コロナウイルス感染症の感染拡大およびその収束後においても、旧来の業務モデル・働き方改革の流れが加速していくことが想定される中、お客さまとの関係においては、インターネットを通じた申し込みや面談、契約などを中心にデジタル化を一層推進。また、業務プロセスのデジタル化を加速させるとともにテレワークを含む役職員の多様な働き方の追求。

2【事業等のリスク】

有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

[信用リスク]

当社は、投資用不動産ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資、カードローン、法人向け融資等を行っております。当社の事業戦略と目標を踏まえて、貸出、オフ・バランス取引などを含めた与信業務におけるリスクの把握およびその適正な運営方針を「信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）」として定めています。本方針は、当社の規模、特性、リスク・プロファイルに見合った信用リスクの管理態勢を確立することによって、健全で資本効率の高いローン・ポートフォリオの構築を実現し、適正収益を継続的に確保することを目的としております。

本方針のもと、貸出資産の劣化に対する予防管理やリスク分散に向けた取り組みを進め、信用リスク管理態勢の強化（*）を図っておりますが、以下、それぞれに掲げるようなリスクが生じる可能性があります。

（*）具体的には、個別融資先の管理に加え、リスク分散化の基準を「与信集中リスク管理規則」として定め、同一先（グループ）に加えて、特定の業種、商品など、リスク特性が近似した与信ポートフォリオの過度な集中を排除するための、信用供与の限度額にかかわる管理態勢を明確にしています。併せて、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としています。

投資用不動産ローンに伴うリスク

主力商品である投資用不動産ローンは個別の与信額は多額ではなく、リスク分散が図られた貸出金となります。取り扱いに際しては、お客さまとの面談を通じて固有の事情や生活実態に沿った返済能力の確認を行います。また、不動産関連のマーケット情報を収集し、お客さまの返済能力だけでなく、不動産からもたらされるキャッシュ・フローや担保価値を総合的見地で判断する個別対応型の審査を実施し、自己査定や定期的なモニタリング等により与信の期中管理を行っています。

しかしながら、景気動向、不動産市況、雇用情勢等の各種経済条件の変動、債務者の経済状態、大規模な自然災害の発生等により、不良債権や与信関連費用が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

カードローンに伴うリスク

カードローンについては、申し込み時にお客さまから申告を受ける年齢、職業、年収などの情報をもとに、当社および保証会社において審査を行い、お客さまの返済能力に応じた限度額設定などを行っています。また、自己査定や定期的なモニタリング等により、保証会社の保証能力を検証しています。

しかしながら、景気動向、金利動向等の各種経済条件の変動、債務者の経済状態、保証会社の保証履行能力の悪化等により、不良債権や与信関連費用が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

法人向け融資に伴うリスク

法人向け融資については、融資先の営業状況・財務状況・事業計画・業界動向や当該融資の資金使途・返済原資などについて詳細に調査した上で与信判断を行っています。案件審査態勢としては、まず営業担当部署が融資先についての各種分析を実施し厳正な審査を行い、大口案件等の一定の条件に合致するものについては審査部または投融资委員会において、より慎重に最終的な融資判断を行います。また、自己査定・定期的なモニタリング等により、与信の期中管理を行っております。

しかしながら、景気動向、金利動向等の各種経済条件の変動、債務者の信用状況の悪化等により、不良債権や与信関連費用が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金に伴うリスク

当社は貸出先の状況、保全の状況及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて貸倒引当金を計上しています。

しかしながら、景気動向、金利動向等の各種経済条件の変動、貸出先の信用状況の変化、保全の劣化その他自然災害等の予期せざる理由による貸倒引当金の増加により、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、実際の貸倒費用が貸倒引当金計上時点における見積りと乖離する恐れがあり、その場合も、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

[市場リスク]

当社は、資産（貸出金、有価証券）と負債（預金、借入金）の金利または期間のミスマッチから生じる金利リスク、保有する有価証券の価格変動リスクおよび外貨建資産・負債等にかかる為替リスクを市場リスクとして認識しています。

当社では、これら市場リスクの所在を特定し、リスクの大きさを評価した上で適時かつ正確にモニタリングを行い、適切にコントロールしております。市場リスクの管理態勢としては、市場取引を執行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、事務を担当するバックオフィスを設置し、相互牽制体制を確保しております。市場リスクの管理方法としては、市場リスク量に対する限度などをリスクマネジメント委員会が決定し、ミドルオフィスがその遵守状況をモニタリングし、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

しかしながら、想定以上に市場環境が激変した場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

[流動性リスク]

当社では、安定的な流動性を確保することを目的として、預金・貸出金等の入出金ギャップから発生する資金繰りの不足額等に上限額を定める等の管理や当社の流動性に影響を与える複数の指標のモニタリング等を行っております。

また、資金繰りの逼迫度を複数の段階に区分し、段階に応じたリスク管理態勢の強化策を定めています。

しかしながら、大規模な金融システム不安が発生した場合や、当社に対する悪意を持った風評等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされたり、必要な資金の調達が困難になる、あるいは想定以上の預金が流出し、資金繰りに支障が生じる可能性があります。その結果、当社の業績、財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

[事務リスク]

当社は、預金・為替・貸出等の銀行業務における事務処理を行ううえで、事務処理体制の整備、事務処理状況の点検等を通じて事務リスク管理を行っております。

また、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当社が損失を被ることがないように運用状況のモニタリングを実施し、定期的に事務リスクの分析・評価を実施しております。

しかしながら、仮にこうした事務リスク管理が奏功せず、事務リスクが不作為あるいは作為的に生じ顕在化した場合には、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[情報セキュリティリスク]

当社では金融機関としてお客さまの情報を保有していること、個人情報保護法に基づき厳格な管理が要求されていることをふまえ、情報セキュリティリスクの低減をビジネスの重要課題として捉え、以下の管理態勢を整備し、情報セキュリティリスクの顕在化防止に取り組んでおります。

- ・金融庁の「監督指針」と「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、金融情報システムセンター（以下「FISC」という。）の「安全対策基準」を軸とした各種法令・ガイドラインに準拠する形で情報セキュリティに関する社内規定を策定しており、常に変化している社内外の脅威動向をふまえ、随時見直しを行っております。
- ・全社的な情報セキュリティについて情報セキュリティ統括責任者を配置するとともに、情報セキュリティ・システムリスクを横断的に統括する部署として情報セキュリティ統括室を設置しており、社内外のセキュリティの動向の調査および必要な対応を指示し、定期的にリスクマネジメント委員会に報告する体制としています。
- ・FISC安全対策基準を軸としたシステムリスク評価においては、自主検査を月次で実施し、システムリスクを軽減している。また、全役職員に対する情報セキュリティ研修および標的型メール訓練を毎年実施するなど、情報セキュリティ意識の向上を図り、更にサイバーセキュリティに関しては、オリックスグループ全体のCSIRT（*）と連携してセキュリティの強化を図っております。

しかしながら、かかる管理態勢の整備にもかかわらず、内部要因・外部要因に起因するシステム障害、システムへのサイバー攻撃、自然災害、コンピュータウイルスへの感染、その他不測の事態等によってお客さまの情報の紛失・漏洩や取引の滅失等の情報セキュリティリスクが顕在化する可能性があります。

また、システムは当社のサービスの根幹をなすものであることから、情報セキュリティリスクが顕在化した際には、当社に対する行政処分、罰則の適用や信頼低下等により、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（*）CSIRTとは、Computer Security Incident Response Teamの略で、「シーサート」または「シーエスアイアールティ」と読みます。「コンピュータセキュリティインシデント」に関する報告を受け取り、調査し、対応活動を行う組織体の名称です。

インシデントとは、事故などの危険が発生するおそれのある事態を言います。

[コンプライアンスリスク]

当社では、事業を行うにあたって、銀行法、金融商品取引法、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、会社法等の各種法的規制、監督当局や自主規制機関の定める諸規則等の適用を受けています。当社ではコンプライアンス推進体制を構築し、役職員に対する法令等遵守の教育・啓発や不正行為等の未然防止に努めております。

しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全には回避できない可能性があり、これら法令等に違反した場合や社会規範に反した場合には、当社に対する行政処分、罰則の適用や信頼低下等により、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[人的リスク]

当社は、人事諸制度の充実、適材適所の人材配置・研修等を通じた人材育成およびモラルサーベイ等実施による社員とのコミュニケーションの充足に努めております。

しかしながら、人事運営上の諸問題（報酬・手当・解雇等の問題）およびハラスメント等の問題が発生した場合、当社の業務執行や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

[イベントリスク]

当社は、想定される自然災害及びシステム障害等の有事に備えて、業務継続計画書（BCP）及びコンティンジェンシープラン等のマニュアルの策定、社員安否確認システムの導入、定期的な訓練の実施等の対策を講じています。

しかしながら、自然災害やシステム障害等によるリスクを完全に排除できるものではなく、想定を上回る事態が生じた場合は、本対策が機能せず、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、罰則の適用や信頼の低下が生じること等により、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[風評リスク]

風評・風説が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、当社について事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。また、悪質な風評・風説が拡散した場合には、それが事実であるか否かに関わらず、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は、こうした風評・風説の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めております。

[事業戦略におけるリスク]

当社は、投資用不動産ローン事業を収益の基盤としており、投資用不動産ローン市場の縮小や競争力の低下等により、当社の取り扱いが減少した場合、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、今後のROA向上の施策において、当社としてリスクテイクすべきものは自身で保有する等、一定程度の範囲内で当社バランスシートを戦略的に活用することなども想定されるため、リスク・プロファイルの変化が生じる可能性があります。なお、投資用不動産ローン市場の縮小および事業ポートフォリオの多様化によるリスク・プロファイルの変化要因としては、景気変動や経済環境の変化に伴う不動産需要の低下、市況の悪化による地価等の下落、これまで融資実績の少ない与信の増加、個人消費の低迷、その他、事故、戦争、暴動、テロなどの人的な事象や、地震、暴風雨、津波などの自然災害、火災や感染症の大流行等の予測不能な事象が含まれます。

また、今後のROA向上の施策の一環として、事業ポートフォリオの多様化に取り組むことを予定しておりますが、資金運用の需要があるお客さまに魅力ある商品・サービスの提供ができない場合や、市場における既存の事業者との競争において顧客を獲得できない場合は、事業戦略が達成できず、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[自己資本比率が悪化するリスク]

当社は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき自己資本比率を算定しており、国内基準行である当社は4%以上の自己資本比率の維持が求められています。

当社は、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としておりますが、各種リスクの顕在化等を主な要因として自己資本比率が低下する可能性があり、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、仮に自己資本比率が基準値の4%を下回った場合、早期是正措置の適用により、当社の安定的な業務運営・業績に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

[格付にかかるリスク]

当社は、格付機関による格付を取得しており、格付機関が当社の格付を引き下げた場合には、資金調達の取引条件の悪化、又は条件にかかわらず一定の取引を行うことができなくなる可能性があります。かかる場合は、当社の資金調達コストの増加、流動性確保及び一定の取引における制約等により、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[外部委託に伴うリスク]

当社は、経営の効率化を図る目的や、より専門性を有する者に業務を委託することで急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図るため、様々な業務の外部委託を行っております。外部委託先の選定においては、顧客を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理する必要があるとの認識の下、外部委託時の選定手続き、契約内容のチェック、モニタリングや検証態勢を含む管理態勢を構築し運営しております。

しかしながら、外部委託先の業務運営態勢に問題があり、不適切な業務運営が行われている場合などで、当社が特に重要な業務について、速やかに代替策を講じることができなくなった場合等には、当社の業務運営や業績、財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

[規制変更に伴うリスク]

当社は、事業活動を行う上で、様々な法律、規制、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の法令諸規則を遵守して業務を行っております。

これらの法令諸規則は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供の制限や、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等、当社の業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[リスク管理の方針及び手続きが有効に機能しないリスク]

当社を取り巻くリスクは、新しい分野への業務進出および、金融技術の革新や制度変更などの環境変化等に伴って常に変動し、多様化・重層化してきています。

当社では、かかるリスクに備え、リスク管理の方針及び手続きを規定し、リスク管理体制を構築しております。

しかしながら、外部環境の急速な変化等、将来のリスクの顕在化を正確に予測し、対処することには限界があることもあり、必ずしも当社のリスク管理の方針及び手続きが有効に機能するとは限りません。

こうした当社のリスク管理の方針及び手続きが有効に機能しない場合には、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[訴訟発生に伴うリスク]

当社は、事業活動を行う上で、銀行法をはじめとする諸法令による規制を受けるほか、取引先との間で様々な契約を締結しており、これらの諸法令や契約を遵守し、また訴訟リスクを十分認識のうえで、業務遂行にあっております。しかしながら、当社が関与する取引や契約等において法律関係に不備や不確実性等があることにより、法令違反、債務不履行、知的財産権侵害等を理由に損害賠償請求等の訴訟を提起されるおそれがあり、その結果によっては、当社の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

[出資会社との関係に伴うリスク]

当社は、親会社であるオリックス株式会社及びグループの各企業より経営管理面における有形無形の支援を得ております。当社への出資比率等の変更等により、当社とオリックス株式会社との関係に変化が生じ、関係が希薄化した場合には、同社及びグループの各企業からの支援等の見直し等がなされる可能性があり、そのような場合には、当社の事業や業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

[その他のリスク]

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、当社ではお客さまや取引先、従業員の健康および安全確保を最優先とし、被害の軽減または防止のため役職員に対しテレワークの促進、対面式の会議の制限、出張の制限などの予防策を実施しておりますが、従前どおりの業務運営維持が困難となり、事業活動の低下、効率性の悪化などの影響が考えられます。

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化した場合には、与信先の状況悪化に伴う不良債権の増加、収入の減少、費用の増加が発生する可能性があり、上記および本有価証券届出書の他の箇所で説明されている他の多くのリスクが高まる可能性があります。さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合は、現時点では当社で認識していない、または予想していない事業、経営および財務結果に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要及び経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

第27期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当期の金融経済環境を顧みると、米国経済は、年内はトランプ政権による財政支出の拡大が景気を押し上げたほか、良好な雇用や所得環境、減税効果もあって個人消費及び設備投資も拡大しました。2020年1月以降は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、外出規制などの影響により個人消費が大きく減少、また、企業部門も輸出や設備投資が大幅に減少するなど大幅なマイナス成長となりました。なお、米連邦準備理事会は新型コロナウイルス感染症の感染状況や、それに伴う景気下振れリスクを注視しながら、金融緩和姿勢を維持する見通しです。

欧州経済は、年内は失業率の低下等、当面良好な雇用所得環境を背景として個人消費が底堅く推移しました。他方、外需の減速や製造業における在庫調整が重荷となり、プラス寄与が縮小し設備投資も減速しました。2020年1月以降は新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、移動制限や店舗の営業禁止などの感染拡大対策により、個人消費が大きく落ち込みました。また、観光客の減少によるインバウンド消費の減少も欧州経済にとって大きな重石となっています。

中国経済は、年内は債務抑制政策を進める政府の姿勢を反映した設備投資の減速や自動車販売を中心とした個人消費の鈍化から減速しました。一方で、中国国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認された後、感染拡大により経済活動が縮小するも、中国政府は強権発動により流動を抑え込み短期間で収束させる方針を取りましたが、景気が元の水準に戻るには時間を要するものとみられます。

日本経済は、年内は良好な雇用環境を背景に、雇用者数は増加基調が持続され、また、良好な収益環境が企業の投資マインドを下支えするとともに、設備投資も堅調に推移しました。なお、2019年10月から消費税率の引上げが実施されたものの、軽減税率の導入などの増税対策により、個人消費の大幅な落ち込みは回避されました。一方で、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出自粛の動きも急速に強まり、個人消費は大幅な下振れが避けられない状況となりました。また、感染拡大を受け東京五輪の延期が決定し、経済へ与える影響も大きいと予想されます。日本銀行は、2020年3月の金融政策決定会合において、企業金融の円滑確保に万全を期するとともに、金融市場の安定を維持するため、当面は現行の金融緩和政策を維持し効果を見極める見通しです。

a．経営成績の状況

このような金融経済環境のもと、当社は、主として投資用不動産ローン分野における強みを発揮し、より質の高い金融商品・サービスの提供と収益性・健全性の維持向上に努めた結果、業績は順調に推移し、次のとおりとなりました。

リテール事業の主力である投資用不動産ローンは、長年にわたり築き上げたネットワークやノウハウなどの強みを生かして案件を選別しながら取り組み、残高を順調に伸ばすことができました。個人投資家の不動産投資ニーズは引き続き強く、不動産投資マーケットは堅調に推移しています。

カードローン事業は、多重債務の抑制および過剰貸付の防止に資する審査態勢の強化などにより、残高は減少となりました。

法人事業は、金融機関間の競争が激化している中、リスク・リターンを十分に意識して案件を厳選しつつ、顧客基盤の拡充を図ってきました。

当社の主な資金調達手段である預金は、個人向けインターネット取引専用預金「eダイレクト預金」を中心に順調に増加し、譲渡性預金を含む預金の残高は2兆2,225億90百万円（前期末比3,056億76百万円増加）となりました。

信託事業は、「eダイレクト金銭信託」の残高の積上げを主要因として、信託財産残高は6,838億23百万円（前期末比678億71百万円増加）となりました。

資金運用収益は、投資用不動産ローンの堅調な伸長を主要因として506億86百万円（前期比36億12百万円増加）となりました。

また、役務取引等収益は、投資用不動産ローン関連手数料の増加などにより41億79百万円（前期比6億89百万円増加）となり、その他業務収益は、債権譲渡益の減少などにより17億44百万円（前期比2億96百万円減少）となりました。その他経常収益は、当期において団体信用生命保険の配当金の減少および貸倒引当金の戻入益の減少などを受け13億87百万円（前期比3億68百万円減少）となりました。

この結果、経常収益は589億7百万円（前期比37億48百万円増加）となりました。

資金調達費用は、預金残高の増加により40億1百万円（前期比5億10百万円増加）となりました。役務取引等費用は、カードローン残高の減少などに伴う保証料が減少したことにより108億69百万円（前期比1億53百万円減少）となり、営業経費は、人件費が増加したことを主要因として156億60百万円（前期比6億52百万円増加）となりました。また、その他経常費用は貸倒引当金の繰入額の増加などにより16億69百万円（前期比12億82百万円増加）となりました。

この結果、経常費用は322億94百万円（前期比23億51百万円増加）となりました。

以上により、経常利益は266億12百万円（前期比13億96百万円増加）、当期純利益は184億92百万円（前期比13億76百万円増加）となりました。

b．財政状態の状況

総資産は2兆6,012億89百万円（前期末比3,569億5百万円増加）となりました。

当社の主な運用資産である貸出金の残高は、前述のとおり投資用不動産ローンや法人融資の伸長などにより2兆1,512億89百万円（前期末比2,834億71百万円増加）となりました。

負債の部の合計は2兆3,956億13百万円（前期末比3,392億72百万円増加）となりました。このうち譲渡性預金を含む預金の残高は2兆2,225億90百万円（前期末比3,056億76百万円増加）となりました。

純資産の部の合計は2,056億76百万円（前期末比176億33百万円増加）となりました。

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間期の金融経済環境を顧みると、米国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、感染症対策として経済活動が制限された影響により雇用情勢が急激に悪化し、個人消費が大きく減少しました。また、企業部門では、日本経済の先行き不透明感が強く、多くの業種で厳しい経営環境が持続され、経済活動制限解除となるも、全体として持ち直しペースは緩慢となる見通しです。なお、米連邦準備理事会は、景気回復に向け長期に亘って金融緩和を継続する見通しです。

欧州経済は、移動制限や活動制限などの感染拡大防止策により景気が大きく落ち込みました。その後、経済活動は段階的に再開されたものの、景気の回復ペースは各国ごとにばらつきが見られる状況です。また、観光客の減少によるインバウンド消費の減少も欧州経済にとって大きな打撃となっています。

中国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、世界に先駆けて経済活動を再開させ、政府が主導して投資促進策や消費刺激策を講じたことにより景気回復傾向が見られるものの、依然として様々な下振れ圧力が残るため、景気が元の水準に戻るには時間を要するものとみられます。

日本経済は、2020年5月の緊急事態宣言の解除により経済活動は再開されましたが、個人消費は自粛ムードの残存に加え、失業率の上昇や賞与の下振れなど所得環境の悪化も重なり、当面の間は新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準を下回る状態が継続する見通しです。また、企業部門における設備投資は、企業収益の悪化を受けマイナスでの推移が続くとみられます。なお、日本銀行は2020年9月の金融政策決定会合において、現行の金融緩和政策を粘り強く続けることを決定しました。

a．経営成績の状況

このような金融経済環境のもと、当社は、主として投資用不動産ローン分野における強みを発揮し、より質の高い金融商品・サービスの提供と収益性・健全性の維持向上に努めた結果、業績は以下の通りとなりました。

リテール事業の主力である投資用不動産ローンは、長年にわたり築き上げたネットワークやノウハウなどの強みを生かして案件を選別しながら取り組み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は受けたものの残高を伸ばすことができました。個人投資家の不動産投資ニーズは引き続き強く、不動産投資マーケットは堅調に推移しています。

カードローン事業は、多重債務の抑制および過剰貸付の防止に資する審査態勢の強化などにより、残高は減少となりました。

法人事業は、リスク・リターンを十分に意識して案件を厳選しつつ、顧客基盤の拡充を図ってきました。

当社の主な資金調達手段である預金は、個人向けインターネット取引専用預金「eダイレクト預金」を中心に増加し、譲渡性預金を含む預金の残高は2兆3,103億25百万円（前期末比877億34百万円増加）となりました。

信託事業は、「eダイレクト金銭信託」の残高の減少を主要因として、信託財産残高は6,018億80百万円(前期末比819億42百万円減少)となりました。

資金運用収益は、投資用不動産ローンの堅調な伸長を主要因として、260億63百万円となりました。

また、役務取引等収益は、投資用不動産ローン関連手数料の減少などにより、16億82百万円となり、その他業務収益は、債権譲渡益の減少などにより3億40百万円となりました。その他経常収益は、当中間期において団体信用生命保険の配当金の増加などを受け、4億35百万円となりました。

この結果、経常収益は、288億67百万円となりました。

資金調達費用は、預金残高の増加により、22億55百万円となりました。役務取引等費用は、カードローン残高の減少などに伴う保証料が減少したことにより、52億78百万円となり、営業経費は、人件費やシステム経費等が増加したことを主要因として、78億54百万円となりました。また、その他経常費用は貸出金償却の減少などにより、4億25百万円となりました。

この結果、経常費用は、160億7百万円となりました。

以上により、経常利益は128億60百万円、中間純利益は89億36百万円となりました。

b. 財政状態の状況

総資産は、2兆6,959億27百万円(前期末比946億37百万円増加)となりました。

当社の主な運用資産である貸出金の残高は、前述のとおり投資用不動産ローンの伸長などにより2兆2,212億82百万円(前期末比699億92百万円増加)となりました。

負債の部の合計は、2兆4,811億8百万円(前期末比854億94百万円増加)となりました。このうち譲渡性預金を含む預金の残高は2兆3,103億25百万円(前期末比877億34百万円増加)となりました。

純資産の部の合計は、2,148億18百万円(前期末比91億42百万円増加)となりました。

キャッシュ・フローの状況

第27期事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フローは、投資用不動産ローンの新規貸出の増加に合わせて個人預金を中心とする資金調達を強化した結果、預金の増加等により、676億76百万円の収入(前事業年度は69億56百万円の支出)となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、安全性および流動性を確保した運用に努めた結果、地方債と社債を中心とする有価証券の取得等により、122億60百万円の支出(前事業年度は33億89百万円の支出)となりました。財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前期末比554億16百万円増加して1,141億22百万円となりました。

第28期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フローは、投資用不動産ローンの新規貸出の増加に合わせて個人預金を中心とする資金調達を強化した結果、預金の増加等により、517億35百万円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、安全性および流動性を確保した運用に努めた結果、地方債と社債を中心とする有価証券の取得等により、3億24百万円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前期末比514億10百万円増加して1,655億32百万円となりました。

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

第27期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

経営者の視点による当事業年度における当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

財政状態の分析

a. 貸出金

貸出金は、投資用不動産ローンと法人向け貸出がともに増加し、前事業年度末比2,834億71百万円増加の2兆1,512億89百万円となりました。

投資用不動産ローンは、マンションローンを中心に増強を図った結果、前事業年度末比2,732億円増加し1兆7,923億51百万円となりました。

法人向け貸出は、不動産取得用資金を中心に増強を図った結果、前事業年度末比149億5百万円増加し2,405億19百万円となりました。

カードローンは、広告宣伝費の抑制により、前事業年度末比101億29百万円減少し1,021億26百万円となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
貸出金	1,867,818	2,151,289	283,471
投資用不動産ローン	1,519,151	1,792,351	273,200
法人向け貸出	225,614	240,519	14,905
カードローン	112,255	102,126	10,129
その他	10,797	16,292	5,494

b. 有価証券

有価証券は、マイナス金利政策下において、国債の代替として、安全性および流動性を確保する運用に努めた結果、地方債と社債が増加したことを主因に、前事業年度末比94億30百万円増加し2,669億円となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
有価証券	257,469	266,900	9,430
国債	21,327	4,027	17,300
地方債	117,643	128,601	10,957
社債	107,236	123,834	16,598
株式	4	4	-
その他	11,258	10,433	824

c. 預金

預金は、貸出金の増加に合わせて、個人預金を中心に資金調達した結果、前事業年度末比3,447億6百万円増加し1兆8,885億80百万円となりました。

このうち法人預金は、前事業年度末比114億15百万円増加し1,709億46百万円となり、個人預金は、前事業年度末比3,425億90百万円増加し1兆6,656億29百万円となりました。

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金	1,543,873	1,888,580	344,706
法人預金	159,531	170,946	11,415
個人預金	1,323,039	1,665,629	342,590
公金・金融預金	61,303	52,004	9,298

経営成績の分析

実質業務純益は、投資用不動産ローンの貸出金増加に伴う貸出金利息の増加を主因とし、資金利益の増加により、前事業年度比30億47百万円増の268億94百万円となりました。与信関連費用は、主として新型コロナウイルス感染症拡大を受けて貸倒引当金を積み増したことにより、前事業年度比15億69百万円増の15億98百万円となりました。その結果として、経常利益は、前事業年度比13億96百万円増の266億12百万円となりました。

当期純利益は、実質業務純益が増加したことなどにより、前事業年度比13億76百万円増の184億92百万円となりました。

損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益(= + +)	38,855	42,555	3,699
資金利益()	43,582	46,685	3,102
役務取引等利益()	6,735	5,780	954
その他業務利益()	2,007	1,650	357
営業経費()	15,008	15,660	652
実質業務純益(= -)	23,847	26,894	3,047
与信関連費用()	28	1,598	1,569
その他臨時損益()	1,397	1,316	81
経常利益(= - +)	25,215	26,612	1,396
特別損益()	23	43	19
税引前当期純利益(= +)	25,192	26,569	1,376
法人税等・法人税等調整額()	8,076	8,076	0
当期純利益(= -)	17,116	18,492	1,376

(注) 1. 資金利益 = 資金運用収益 - 資金調達費用

2. 役務取引等利益 = 信託報酬 + 役務取引等収益 - 役務取引等費用

3. その他業務利益 = その他業務収益 - その他業務費用

4. 与信関連費用 = 貸倒引当金繰入額 + 貸出金償却 + その他の経常費用のうち、不良債権売却損 - 貸倒引当金戻入益 - 償却債権取立益

5. その他臨時損益 = その他の経常収益 - その他の経常費用(除く不良債権売却損)

6. その他の経常費用のうち、不良債権売却損の額は以下のとおりであります。

前事業年度：105百万円、当事業年度：81百万円

経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標の状況

付加価値の高い銀行業務及び信託業務への取組強化等を着実に実行した結果、経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標は以下のとおりとなりました。

当期純利益は、資金利益の増加を主因として、前事業年度比13億76百万円増の184億92百万円となり、引き続き安定的な利益を確保しております。

ROAは、運用利回りの低下等により前事業年度比0.05ポイント低下しましたが、足元の低金利環境下においても相応の収益性を維持しております。

自己資本比率は、リスク・アセットの額の増加を主因とし、前事業年度比0.3ポイント低下しましたが、引き続き十分な水準を維持しております。

	前事業年度	当事業年度
当期純利益	17,116百万円	18,492百万円
ROA	0.81%	0.76%
自己資本比率	10.6%	10.3%

- (注) 1. ROA = 当期純利益 / 総資産 (除く支払承諾見返) 平均残高 × 100
2. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、経営者の視点による問題認識及び検討内容については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も含め、「1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社は銀行業であり、資金調達はお客さまからお預かりする預金を主としており、資金運用はお客さまへの貸出金及び有価証券等であります。

当事業年度における設備投資につきましては、主にシステム投資であり、全て自己資金で対応しております。今後の見通しについても、引き続きシステム投資を行っていく予定であり、これらに必要な資金調達は、自己資金により対応する予定であります。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度のキャッシュ・フローの分析は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第28期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

経営者の視点による当中間会計期間における当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

財政状態の分析

a. 貸出金

貸出金は、投資用不動産ローンが増加し、前事業年度末比699億92百万円増加の2兆2,212億82百万円となりました。

投資用不動産ローンは、マンションローンを中心に増強を図った結果、前事業年度末比939億1百万円増加し1兆8,862億52百万円となりました。

法人向け貸出は、今後の取引拡大が見込まれる分野に新規貸出を絞った結果、既存貸出の約定回収により、前事業年度末比154億36百万円減少し2,250億82百万円となりました。

カードローンは、広告宣伝費の抑制により、前事業年度末比92億57百万円減少し928億68百万円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
貸出金	2,151,289	2,221,282	69,992
投資用不動産ローン	1,792,351	1,886,252	93,901
法人向け貸出	240,519	225,082	15,436
カードローン	102,126	92,868	9,257
その他	16,292	17,078	786

b. 有価証券

有価証券は、利回り、安全性、流動性を踏まえた運用に努めた結果、外国債券が減少したことを主因に、前事業年度末比1億81百万円減少し2,667億19百万円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
有価証券	266,900	266,719	181
国債	4,027	3,027	999
地方債	128,601	129,266	665
社債	123,834	128,157	4,323
株式	4	4	-
その他	10,433	6,263	4,170

c. 預金

預金は、貸出金の増加に合わせて、個人預金を中心に資金調達した結果、前事業年度末比968億84百万円増加し1兆9,854億65百万円となりました。

このうち法人預金は、前事業年度末比512億63百万円減少し1,196億82百万円となり、個人預金は、前事業年度末比1,196億48百万円増加し1兆7,852億77百万円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金	1,888,580	1,985,465	96,884
法人預金	170,946	119,682	51,263
個人預金	1,665,629	1,785,277	119,648
公金・金融預金	52,004	80,504	28,500

経営成績の分析

資金利益は、投資用不動産ローンの貸出金増加に伴う貸出金利息の増加を主因とし、前年同期比8億47百万円増の238億7百万円となりました。営業経費は、積極的なシステム投資に伴うシステム費用の増加を主因として、前年同期比2億79百万円増の78億54百万円となりました。その他業務利益は、投資用不動産ローンの債権流動化取引の減少に伴う債権譲渡益の減少を主因とし、前年同期比7億50百万円減の1億46百万円となりました。その結果として、実質業務純益は、前年同期比6億22百万円減の128億50百万円となりました。

中間純利益は、実質業務純益が減少したことなどにより、前年同期比2億74百万円減の89億36百万円となりました。

損益の概要

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益(= + +)	21,048	20,705	343
資金利益()	22,960	23,807	847
役務取引等利益()	2,809	3,249	439
その他業務利益()	897	146	750
営業経費()	7,575	7,854	279
実質業務純益(= -)	13,473	12,850	622
与信関連費用()	390	358	31
その他臨時損益()	76	369	292
経常利益(= - +)	13,159	12,860	299
特別損益()	0	0	-
税引前中間純利益(= +)	13,159	12,860	299
法人税等・法人税等調整額()	3,949	3,924	24
中間純利益(= -)	9,210	8,936	274

(注) 1. 資金利益 = 資金運用収益 - 資金調達費用

2. 役務取引等利益 = 信託報酬 + 役務取引等収益 - 役務取引等費用

3. その他業務利益 = その他業務収益 - その他業務費用

4. 与信関連費用 = 貸倒引当金繰入額 + 貸出金償却 + その他の経常費用のうち、不良債権売却損 - 貸倒引当金戻入益 - 償却債権取立益

5. その他臨時損益 = その他の経常収益 - その他の経常費用(除く不良債権売却損)

6. その他の経常費用のうち、不良債権売却損の額は以下のとおりであります。

前中間会計期間： - 百万円、当中間会計期間： - 百万円

経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標の状況

経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標は以下のとおりとなりました。

中間純利益は、営業経費の増加と債権譲渡益の減少を主因として、前年同期比2億74百万減の89億36百万円となりましたが、引き続き安定的な利益を確保しております。

ROAは、運用利回りの低下に加え中間純利益の減少により前年同期比0.12ポイント低下しましたが、足元の低金利および新型コロナウイルス感染症拡大の環境下においても相応の収益性を維持しております。

自己資本比率は、分母のリスク・アセットの額は増加しましたが、分子の自己資本の額の増加により前年同期比0.2ポイント上昇し、引き続き十分な水準を維持しております。

	前中間会計期間	当中間会計期間
中間純利益	9,210百万円	8,936百万円
ROA	0.79%	0.67%
自己資本比率	10.3%	10.5%

(注) 1. ROA = (中間純利益 × 365 / 183) / 総資産(除く支払承諾見返)平均残高 × 100

2. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、経営者の視点による問題認識及び検討内容については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も含め、「1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社は銀行業であり、資金調達はお客さまからお預かりする預金を主としており、資金運用はお客さまへの貸出金及び有価証券等であります。

当中間会計期間における設備投資につきましては、主にシステム投資であり、全て自己資金で対応しております。今後の見通しについても、引き続きシステム投資を行っていく予定であり、これらに必要な資金調達は、自己資金により対応する予定であります。

キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間のキャッシュ・フローの分析は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社が財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りのうち、重要なものは以下のとおりであります。

(貸倒引当金)

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に、将来見込み等必要な修正を加えて計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による将来の損失に備えるため、業況の悪化が見込まれる一部の債務者に係る債権については、債務者区分の悪化を反映した貸倒実績率に基づいて計上しております。

これらは経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(金融商品の時価評価)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。合理的に算定された価額の具体例といたしましては、市場価格のない債券等や、金利や通貨のデリバティブ取引があります。

市場価格のない債券等につきましては、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

金利や通貨のデリバティブ取引につきましては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定した価額をもって時価としております。

当該価額の算定においては、これらの算出方法を採用しているため、金融経済環境等の前提が変動したことにより、内部格付や将来キャッシュ・フロー等条件が変化した場合には、金融商品の時価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(参考)

(1)国内・国際業務部門別収支

第27期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当事業年度の資金運用収支は前事業年度比31億2百万円増加し466億85百万円、信託報酬は前事業年度比1億11百万円増加し9億9百万円、役員取引等収支は前事業年度比8億43百万円増加し66億89百万円、その他業務収支は前事業年度比3億57百万円減少し16億50百万円となりました。

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間の資金運用収支は238億7百万円、信託報酬は3億45百万円、役員取引等収支は35億95百万円、その他業務収支は1億46百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	43,370	212	43,582
	当事業年度	46,449	236	46,685
	当中間会計期間	23,699	108	23,807
うち資金運用収益	前事業年度	(31) 46,860	244	47,073
	当事業年度	(31) 50,450	267	50,686
	当中間会計期間	(14) 25,955	122	26,063
うち資金調達費用	前事業年度	3,490	(31) 32	3,490
	当事業年度	4,001	(31) 31	4,001
	当中間会計期間	2,255	(14) 14	2,255
信託報酬	前事業年度	797	-	797
	当事業年度	909	-	909
	当中間会計期間	345	-	345
役員取引等収支	前事業年度	7,518	14	7,533
	当事業年度	6,675	14	6,689
	当中間会計期間	3,588	6	3,595
うち役員取引等収益	前事業年度	3,489	-	3,489
	当事業年度	4,179	-	4,179
	当中間会計期間	1,682	-	1,682
うち役員取引等費用	前事業年度	11,008	14	11,022
	当事業年度	10,854	14	10,869
	当中間会計期間	5,271	6	5,278
その他業務収支	前事業年度	2,038	31	2,007
	当事業年度	1,694	43	1,650
	当中間会計期間	155	8	146
うちその他業務収益	前事業年度	2,038	2	2,041
	当事業年度	1,694	51	1,744
	当中間会計期間	243	97	340
うちその他業務費用	前事業年度	-	33	33
	当事業年度	0	94	93
	当中間会計期間	87	106	193

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の()内の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であり、合計では相殺して記載しております。

3. 特定取引収支は該当ありません。

(2)国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

第27期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当事業年度の資金運用勘定の平均残高は前事業年度比3,037億8百万円増加し2兆3,872億2百万円となり、利回りは前事業年度比0.13ポイント低下し2.12%となりました。資金調達勘定の平均残高は前事業年度比2,871億23百万円増加し2兆1,985億44百万円となり、利回りは前事業年度と同水準の0.18%となりました。

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間の資金運用勘定の平均残高は2兆6,052億71百万円となり、利回りは1.99%となりました。資金調達勘定の平均残高は2兆4,033億27百万円となり、利回りは0.18%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	(16,628) 2,083,443	(31) 46,860	2.24
	当事業年度	(16,734) 2,387,123	(31) 50,450	2.11
	当中間会計期間	(14,621) 2,605,211	(14) 25,955	1.98
うち貸出金	前事業年度	1,735,660	46,224	2.66
	当事業年度	2,005,925	49,900	2.48
	当中間会計期間	2,170,183	25,715	2.36
うち商品有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	246,255	523	0.21
	当事業年度	250,207	430	0.17
	当中間会計期間	264,788	200	0.15
うちコールローン及び買入手形	前事業年度	3,287	0	0.00
	当事業年度	17,019	0	0.00
	当中間会計期間	1,530	0	0.04
うち買現先勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち買入金銭債権	前事業年度	6,175	45	0.73
	当事業年度	6,146	44	0.72
	当中間会計期間	4,618	15	0.65
うち預け金	前事業年度	75,435	22	0.03
	当事業年度	91,091	20	0.02
	当中間会計期間	146,585	1	0.00

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金調達勘定	前事業年度	1,911,373	3,490	0.18
	当事業年度	2,198,485	4,001	0.18
	当中間会計期間	2,403,285	2,255	0.18
うち預金	前事業年度	1,504,789	3,161	0.21
	当事業年度	1,706,229	3,654	0.21
	当中間会計期間	1,942,150	2,107	0.21
うち譲渡性預金	前事業年度	334,881	315	0.09
	当事業年度	369,460	322	0.08
	当中間会計期間	314,020	133	0.08
うちコールマネー及び売渡手形	前事業年度	12,753	4	0.03
	当事業年度	39,939	4	0.01
	当中間会計期間	50,617	2	0.01
うち売現先勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち借入金	前事業年度	49,576	-	-
	当事業年度	66,830	-	-
	当中間会計期間	77,267	-	-

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 国内業務部門は国内店の円建取引であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度10,434百万円、当事業年度12,767百万円、当中間会計期間12,972百万円)を控除して表示しております。

4. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	16,680	244	1.46
	当事業年度	16,813	267	1.59
	当中間会計期間	14,680	122	1.66
うち貸出金	前事業年度	8,847	213	2.41
	当事業年度	10,152	241	2.38
	当中間会計期間	10,891	115	2.11
うち商品有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	7,810	30	0.39
	当事業年度	6,615	26	0.39
	当中間会計期間	3,756	6	0.36
うちコールローン及び買入手形	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち買現先勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち買入金銭債権	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち預け金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金調達勘定	前事業年度	(16,628) 16,676	(31) 32	0.19
	当事業年度	(16,734) 16,793	(31) 31	0.18
	当中間会計期間	(14,621) 14,662	(14) 14	0.19
うち預金	前事業年度	48	-	-
	当事業年度	59	-	-
	当中間会計期間	41	-	-
うち譲渡性預金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち売現先勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-

（注）1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2．国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3．（ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	2,083,494	47,073	2.25
	当事業年度	2,387,202	50,686	2.12
	当中間会計期間	2,605,271	26,063	1.99
うち貸出金	前事業年度	1,744,507	46,437	2.66
	当事業年度	2,016,078	50,141	2.48
	当中間会計期間	2,181,075	25,830	2.36
うち商品有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	254,066	554	0.21
	当事業年度	256,822	456	0.17
	当中間会計期間	268,544	206	0.15
うちコールローン及び買入手形	前事業年度	3,287	0	0.00
	当事業年度	17,019	0	0.00
	当中間会計期間	1,530	0	0.04
うち買現先勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち買入金銭債権	前事業年度	6,175	45	0.73
	当事業年度	6,146	44	0.72
	当中間会計期間	4,618	15	0.65
うち預け金	前事業年度	75,435	22	0.03
	当事業年度	91,091	20	0.02
	当中間会計期間	146,585	1	0.00

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金調達勘定	前事業年度	1,911,421	3,490	0.18
	当事業年度	2,198,544	4,001	0.18
	当中間会計期間	2,403,327	2,255	0.18
うち預金	前事業年度	1,504,837	3,161	0.21
	当事業年度	1,706,289	3,654	0.21
	当中間会計期間	1,942,192	2,107	0.21
うち譲渡性預金	前事業年度	334,881	315	0.09
	当事業年度	369,460	322	0.08
	当中間会計期間	314,020	133	0.08
うちコールマネー及び売渡手形	前事業年度	12,753	4	0.03
	当事業年度	39,939	4	0.01
	当中間会計期間	50,617	2	0.01
うち売現先勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
うち借入金	前事業年度	49,576	-	-
	当事業年度	66,830	-	-
	当中間会計期間	77,267	-	-

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前事業年度10,434百万円、当事業年度12,767百万円、当中間会計期間12,972百万円）を控除して表示しております。

２．国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

第27期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当事業年度の役務取引等収益は前事業年度比6億89百万円増加し41億79百万円となり、役務取引等費用は前事業年度比1億53百万円減少し108億69百万円となりました。

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間の役務取引等収益は16億82百万円となり、役務取引等費用は52億78百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前事業年度	3,489	-	3,489
	当事業年度	4,179	-	4,179
	当中間会計期間	1,682	-	1,682
うち預金・貸出業務	前事業年度	3,011	-	3,011
	当事業年度	3,548	-	3,548
	当中間会計期間	1,349	-	1,349
うち為替業務	前事業年度	25	-	25
	当事業年度	38	-	38
	当中間会計期間	16	-	16
うち証券関連業務	前事業年度	4	-	4
	当事業年度	6	-	6
	当中間会計期間	3	-	3
うち代理業務	前事業年度	27	-	27
	当事業年度	31	-	31
	当中間会計期間	27	-	27
うち保護預り・貸金庫業務	前事業年度	1	-	1
	当事業年度	1	-	1
	当中間会計期間	0	-	0
うち保証業務	前事業年度	139	-	139
	当事業年度	148	-	148
	当中間会計期間	73	-	73
役務取引等費用	前事業年度	11,008	14	11,022
	当事業年度	10,854	14	10,869
	当中間会計期間	5,271	6	5,278
うち為替業務	前事業年度	39	0	39
	当事業年度	39	0	39
	当中間会計期間	21	0	21

（注） 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4)国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前事業年度	1,543,828	45	1,543,873
	当事業年度	1,888,539	40	1,888,580
	当中間会計期間	1,985,427	37	1,985,465
うち流動性預金	前事業年度	109,376	-	109,376
	当事業年度	112,283	-	112,283
	当中間会計期間	132,255	-	132,255
うち定期性預金	前事業年度	1,398,329	-	1,398,329
	当事業年度	1,743,642	-	1,743,642
	当中間会計期間	1,845,348	-	1,845,348
うちその他	前事業年度	36,121	45	36,167
	当事業年度	32,613	40	32,654
	当中間会計期間	7,823	37	7,860
譲渡性預金	前事業年度	373,040	-	373,040
	当事業年度	334,010	-	334,010
	当中間会計期間	324,860	-	324,860
総合計	前事業年度	1,916,868	45	1,916,913
	当事業年度	2,222,549	40	2,222,590
	当中間会計期間	2,310,287	37	2,310,325

（注）1．国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金

3．定期性預金 = 定期預金

(5)国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前事業年度		当事業年度		当中間会計期間	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,867,818	100.00	2,151,289	100.00	2,221,282	100.00
製造業	3,705	0.20	2,713	0.13	2,355	0.11
建設業	7,821	0.42	6,036	0.28	4,950	0.22
電気・ガス・熱供給・水道業	77	0.00	44	0.00	27	0.00
情報通信業	1,771	0.09	3,037	0.14	2,353	0.11
運輸業、郵便業	952	0.05	1,006	0.05	1,012	0.05
卸売業	3,664	0.20	3,071	0.14	2,927	0.13
小売業	3,174	0.17	3,178	0.15	2,336	0.11
金融業、保険業	20,599	1.10	27,592	1.28	20,557	0.92
不動産業	177,426	9.50	188,753	8.78	184,889	8.32
物品賃貸業	1,208	0.06	1,271	0.06	1,038	0.05
学術研究、専門・技術サービス業	34	0.00	106	0.00	-	-
宿泊業	302	0.02	256	0.01	245	0.01
飲食業	121	0.01	156	0.01	16	0.00
生活関連サービス業、娯楽業	2,992	0.16	2,260	0.11	1,896	0.09
教育、学習支援業	18	0.00	-	-	-	-
医療・福祉	609	0.03	511	0.02	-	-
その他のサービス	1,132	0.06	520	0.02	474	0.02
個人	1,642,204	87.93	1,910,769	88.82	1,996,199	89.86
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-	-	-
商工業	-	-	-	-	-	-
合計	1,867,818	-	2,151,289	-	2,221,282	-

(注) 国内とは、当社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(6)国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前事業年度	21,327	-	21,327
	当事業年度	4,027	-	4,027
	当中間会計期間	3,027	-	3,027
地方債	前事業年度	117,643	-	117,643
	当事業年度	128,601	-	128,601
	当中間会計期間	129,266	-	129,266
短期社債	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
	当中間会計期間	-	-	-
社債	前事業年度	107,236	-	107,236
	当事業年度	123,834	-	123,834
	当中間会計期間	128,157	-	128,157
株式	前事業年度	4	-	4
	当事業年度	4	-	4
	当中間会計期間	4	-	4
その他の証券	前事業年度	3,749	7,508	11,258
	当事業年度	3,853	6,579	10,433
	当中間会計期間	4,128	2,134	6,263
合計	前事業年度	249,961	7,508	257,469
	当事業年度	260,320	6,579	266,900
	当中間会計期間	264,584	2,134	266,719

（注）1．国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2．「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(7)「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)		当中間会計期間 (2020年9月30日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
貸出金	233,436	37.90	232,263	33.97	178,473	29.7
有価証券	38,593	6.27	49,252	7.20	50,975	8.5
信託受益権	88,136	14.31	82,337	12.04	82,627	13.7
受託有価証券	6,061	0.98	6,486	0.95	6,626	1.1
金銭債権	145,599	23.64	187,153	27.37	182,598	30.3
有形固定資産	74,455	12.09	65,273	9.55	63,173	10.5
その他債権	3,263	0.53	5,376	0.79	3,450	0.6
銀行勘定貸	13,577	2.20	19,046	2.79	22,042	3.7
現金預け金	12,826	2.08	36,633	5.36	11,913	2.0
合計	615,951	100.00	683,823	100.00	601,880	100.0

負債						
科目	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)		当中間会計期間 (2020年9月30日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
指定金銭信託	208,172	33.80	211,879	30.98	160,734	26.7
特定金銭信託	23,399	3.80	31,265	4.57	33,932	5.6
金銭信託以外の金銭の信託	82,597	13.41	82,103	12.01	85,063	14.1
金銭債権の信託	7,240	1.18	7,238	1.06	10,227	1.7
包括信託	294,540	47.82	351,336	51.38	311,922	51.8
合計	615,951	100.00	683,823	100.00	601,880	100.0

(注) 1. 上記残高表は、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 前事業年度 - 百万円、当事業年度 - 百万円、当中間会計期間 - 百万円

3. 年金信託、財産形成給付信託および貸付信託は取り扱っておりません。

元本補填契約のある信託の運用/受入状況(未残)

科目	前事業年度 (2019年3月31日)			当事業年度 (2020年3月31日)			当中間会計期間 (2020年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
銀行勘定貸	9,639	-	9,639	14,771	-	14,771	18,178	-	18,178
資産計	9,639	-	9,639	14,771	-	14,771	18,178	-	18,178
元本	9,632	-	9,632	14,761	-	14,761	18,167	-	18,167
その他	7	-	7	10	-	10	11	-	11
負債計	9,639	-	9,639	14,771	-	14,771	18,178	-	18,178

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2019年3月31日	2020年3月31日	2020年9月30日
1. 単体自己資本比率(2/3)	10.68	10.33	10.53
2. 単体における自己資本の額	1,860	2,052	2,141
3. リスク・アセットの額	17,405	19,865	20,322
4. 単体総所要自己資本額	696	794	812

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当社の貸借対照表（中間貸借対照表）の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表（中間貸借対照表）に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3．要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日	2020年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19	21	23
危険債権	36	59	79
要管理債権	0	0	0
正常債権	18,971	21,728	22,398

4【経営上の重要な契約等】

2008年2月より、当社は当社の親会社であるオリックス株式会社との間で、オリックス株式会社がグループ会社の経営管理会社として、適切な経営管理態勢の構築・遂行を果たすこと及び当社に対する経営管理について法令等を遵守して適正に実施すること等を目的として、「経営管理契約」を締結しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第27期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、事務効率化及び顧客利便性向上等を目的としたシステム構築を行いました。その結果、当事業年度の総投資額は、1,576百万円になりました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、事務効率化及び顧客利便性向上等を目的としたシステム構築を行いました。その結果、当中間会計期間の総投資額は、632百万円になりました。

なお、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当中間会計期間末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2020年9月30日現在

店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	土地		建物	その他の有 形固定資産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
本店他	東京都港区他	銀行業	事務室等	2,970.89 (45.42)	3,142	1,394	40	4,577	592
立川オフィス	東京都立川市	銀行業	事務室等	-	-	10	4	15	39
名古屋オフィ ス	名古屋市中区	銀行業	事務室等	-	-	20	4	25	9
大阪オフィス	大阪市西区	銀行業	事務室等	-	-	5	8	13	53
福岡オフィス	福岡市博多区	銀行業	事務室等	-	-	9	3	12	14
沖縄出張所	沖縄県那覇市	銀行業	コールセン ター	-	-	1	0	1	-

(注) 1. 土地の面積欄の()内は借地の面積(内書き)であります。

上記のオフィスおよび出張所、本店他に含まれる本店分室とデータセンターは賃借しており、当中間会計期間における賃借料は建物も含め171百万円であります。

2. 上記のほか、ソフトウェアの資産計上残高は3,135百万円であり、中間貸借対照表上の「無形固定資産」に計上しております。

3. 沖縄出張所は、2020年12月に閉鎖しております。

4. 当社は、銀行業の単一セグメントであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

2020年12月31日現在において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
本店他	東京都 港区他	更改	銀行業	勘定系シス テム	1,315	98	自己資金	2020年5月	2022年5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用しておりません。(注)
計	1,200,000	-	-

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2011年3月15日(注)	200,000	1,200,000	5,000	45,000	5,000	17,803

(注) 有償株主割当 1 : 0.2
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円

(4)【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (株)	-	-	-	1,200,000	-	-	-	1,200,000	-
所有株式数の割 合(%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

(5) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	1,200,000	100.00
計	-	1,200,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,200,000	1,200,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用していません。(注)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,200,000	-	-
総株主の議決権	-	1,200,000	-

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として考えておりますが、経営体質の強化、内部留保の充実を図る観点から現状では配当を実施しておりません。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は事業年度末日の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者を当該配当を受ける権利を有する者とする旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては将来の事業発展および財務体質の強化のための原資として有効活用してまいりたいと考えております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者保護等を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行っております。このために、適切な法令等遵守態勢をさらに充実させ、また、適正な業務執行を確保するためのガバナンス体制の構築・整備に努めています。

会社の機関の内容

取締役会

取締役会は、取締役6名（うち2名は社外取締役）で構成され、経営方針の決定、経営上の重要な意思決定など、意思決定機関として会社の重要事項を決定するとともに業務執行取締役および執行役員の職務執行の監督を行っています。

監査役・監査役会

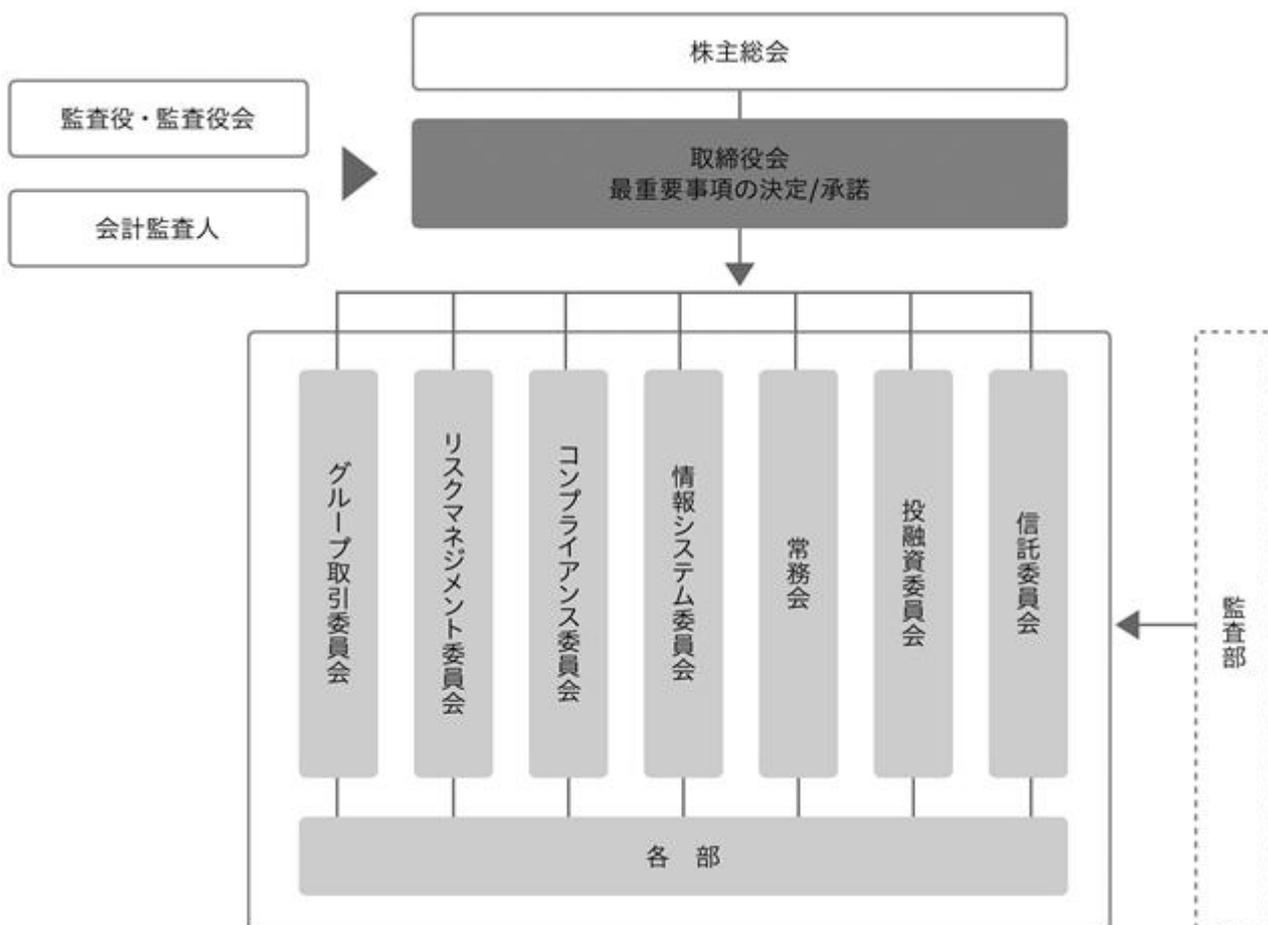
監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役3名（うち2名は社外監査役）で構成しています。各監査役は、監査役会で決定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会、常務会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査などを通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

常務会および各種委員会

日常の業務執行に関する意思決定機関として、取締役会の下に常務会を設置し、業務執行に係る重要事項などを審議・決定しています。そのほか、重要事項の審議や決定を行う会議体として、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、グループ取引委員会、情報システム委員会、投融資委員会、信託委員会を設置しています。

外部監査

外部の会計監査人により、財務諸表の適正性について監査を受け、監査報告書を受領しています。また、オリックスグループの一員として、米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act、SOX法）第404条および金融商品取引法第24条4の4に基づき、親会社の連結財務諸表に含まれる財務報告について内部統制の検証を行っています。



内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制基本規則」を制定し、取締役会にて決議の上、その実効性が確保されるように整備を推進しています。

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の経営方針ならびにグループ共通の企業行動憲章（EC21）・経営方針の精神に則り、コンプライアンス体制に係る規定・マニュアルを整備し、取締役及び使用人が法令、定款その他の社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を明確にし、その推進を図ることを重要な課題とする。
- (2) 取締役及び使用人は、その職務を執行しようとする場合、その職務執行が法令、定款その他の社内規程及び社会通念等を遵守したものであるかにつき、必要に応じて事前に、専門的知識を有するものの意見を徴するものとする。
- (3) 当社は、コンプライアンスの実効性を確保するために、コンプライアンス委員会、コンプライアンス責任者、コンプライアンス推進委員等を設置する。
- (4) 当社は、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス部を設置する。
- (5) 法務・コンプライアンス部は、コンプライアンス委員会に対してコンプライアンスに係る重要事案等を付議することにより、適正なコンプライアンス推進の実施を確保するものとする。特に取締役との関連性が高い事案に関しては、取締役会、監査役会に報告する。
- (6) 法務・コンプライアンス部は、コンプライアンス・プログラム（役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画）を適切に推進し、その進捗状況のフォローアップを行うものとする。また、コンプライアンス・モニタリングの実施により各部門でのコンプライアンス遵守態勢の評価、指導・改善等を行うものとする。
- (7) 法務・コンプライアンス部は、OBKホットライン（広く役職員等から不正行為に関する通報を、社外を含む窓口で受け取る内部通報制度）を適切に運営するものとする。また、オリックスグループとしてのコンプライアンス・ホットラインによりなされた当社に関する内部通報に対しても適切に対応するものとする。
- (8) 当社は、反社会的勢力に対する適切な対応を、内部統制システムにおける重要な法令等遵守・リスク管理事項として位置付け、当該勢力との一切の関係遮断を徹底する。また、反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力に対する資金提供は一切禁止する。
- (9) 当社は、反社会的勢力との取引・関係の排除を徹底するために必要な事項について「反社会的勢力等および注意喚起先に係る情報・取引管理に関する規則」を定め、対応・報告及び情報管理等の態勢整備を行う。反社会的勢力による不当要求等への対応を統括する部署を法務・コンプライアンス部と定める。
- (10) 反社会的勢力による不当な行為等に直面した場合は、個人で対応することなく、組織で対応し、警察等関連機関とも連携し、毅然と対応していく。また、状況に応じた適切な法的対応を行う。
- (11) 監査部は、各部門に対する定期的な内部監査の実施により、内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、法令等違反の予防及び早期発見に努めるものとする。また、内部監査では、各部門における内部事務処理等の問題発見にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等までを行うものとする。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役とその取締役の指揮・監督の下で職務執行を行う使用人の職務の執行については、取締役会等主要会議の議事録、稟議書その他による記録を適切に作成し、それらの記録を保存するものとする。かかる情報の保存及び管理につき、「情報取扱要領」を定め、「情報管理基本規則」に基づく情報資産の保管対象、保管部署、保管期間等の管理基準及び廃棄に関する管理基準を定めるものとする。
- (2) 取締役及び監査役、監査部は常時、これらの文書類を閲覧・謄写することができるものとする。
- (3) 主要会議における議事を適切に記録するために、「取締役会及び各委員会運営要領」に基づき各主要会議の議事録を作成する。これら議事録や稟議書類等の重要な書類については、情報取扱要領基準表（全社共通）に従い、保存年限を各別に定め、保管部署が保存するものとする。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社に損失を及ぼす可能性のある危険について、その内容、影響度等を予め想定し把握、評価するとともに、重要なものについて分類するなどし、必要かつ可能な危険の回避、軽減などの措置をとり、危険が現実化した場合の対処方法を決定するなど、危険を未然に管理するため、リスクマネジメントを経営の重要課題の一つとして位置付け、市場ルールと自己責任原則に即したリスク管理体制の整備及び業務展開に見合ったリスク分析・評価の高度化、コンプライアンス体制の充実を図るものとする。
- (2) 当社は、リスク管理を統括する経営管理部やリスクの管理・運営に係わるリスクマネジメント委員会を設置する。また、リスク管理を体系的に定める「統合的リスク管理の基本方針」を制定し、各種リスクカテゴリー毎の担当部署を定め、重要事案についてはリスクマネジメント委員会への付議・報告により、組織横断的なリスク状況の把握・管理・共有化を図るものとする。
- (3) 取締役会は、直面する危機事象の発生に伴う経済的損失および信用失墜等を最小限に留め、危機事態における業務継続および迅速な通常機能の回復を確保するために必要な体制を構築する。

- (4) 監査部は、二次牽制部署として当社における経営諸活動全般にわたるリスク管理・運営状況並びにコンプライアンスの実践について検証・評価する。その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を行うことを通じて、会社財産の保全、経営効率の改善、企業収益拡大及び適切なリスク管理の向上を図る。
- (5) 当社は、定期的に会計監査人等による外部監査を受け、経営の透明性を高めるものとする。監査役会は、会計監査人による会計監査のプロセス及び監査結果が相当なものであるか否かを検証し、評価を行い、必要であると判断した場合は、会計監査人の交代等についても適切に行う。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役及びその取締役の指揮・監督の下で職務執行を行う使用人の職務執行の効率性確保に関して、取締役会規則その他の社内規程により職務権限及び意思決定ルールを明確にし、適正かつ効率的に職務の執行が行われるよう体制を構築するものとする。
- (2) 取締役会等は、経営方針に則り、取締役及び使用人が共有する全社的な目標・計画を定め、それをもとに幹部社員が一同に出席する経営会議(キックオフミーティング)等の機会を通して、その浸透を図るとともに、パフォーマンス・レビュー・シート等を活用することにより、この目標・計画の実現に向けて各部門あるいは各使用人が実施すべき具体的な施策・手順を定める。その結果については主として部門別に当社経営陣と定期的にレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標・計画達成の確度を高め、全社的な業務の効率性を実現する体制を構築するものとする。
- (3) 取締役会等は、業務執行の環境整備として、ITを活用した業務の合理化、電子化への対応を推進するものとする。

当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社と親会社との取引方法、一定の事項についての親会社への事前協議・事後報告、親会社の役員等との兼任役員等の当社に対する忠実義務の確保に関する事項、当社の監査役と親会社内部監査部門との連絡に関する事項等を「オリックス株式会社及びグループ会社との適切な関係維持に関する基本規則」において定め、これを遵守するものとする。
- (2) 取締役及び取締役会は、親会社であるオリックス株式会社(以下「親会社」という。)との間で締結した「経営管理契約」及び「内部監査基本協定」(以下「経営管理契約等」という。)の趣旨及び内容を適切に理解し、親会社による当社に対する経営管理が経営管理契約等に基づき適正になされるようにしなければならない。

なお、親会社がオリックスグループの連結経営の観点から作成し、グループ内会社に対して遵守を要請する規則(グループ共通規則)の一部又は全部の遵守を当社に対して要請する場合は、当社は経営管理契約第3条に基づき対応するものとする。

- (3) また、「グループ取引委員会に関する規則」に基づき、グループ取引委員会を通じ、適正なグループ内取引の確保を図るものとする。

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行に必要な場合は、職務を補助すべき使用人を置くことができ、使用人に監査役の職務遂行の補助を委嘱することができるものとする。委嘱された補助者は、当該業務についてのみ監査役の直属とする。

前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 取締役会は、前条の使用人についての指名・指名解除・評価・異動・懲戒をするにあたり、監査役会の意見を聴取し、これを尊重するものとする。監査役の職務を補助する使用人は、監査役の職務の補助を行っている間は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。

当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役会は、監査役に対し取締役会等の重要会議への出席により取締役及び使用人による職務執行に係る重要事項に関する報告をするものとし、また、監査役が必要事項の報告を求めた場合、それに応じるものとする。
- (2) 取締役会は、重大な法令・定款違反及び不法行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する体制を構築するものとする。また、0BKホットラインの通報の状況及び通報された事案の内容やCJ S記録による事務ミス・顧客クレーム、意見・要望等の個別発生事項等別途定める「監査役に対する報告事項」について監査役に適宜報告するものとする。
- (3) 取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査役に報告しなければならない。
- (4) 監査部は、監査役に対し、内部監査の実施状況及びその結果につき報告するものとする。
- (5) 当社は、監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

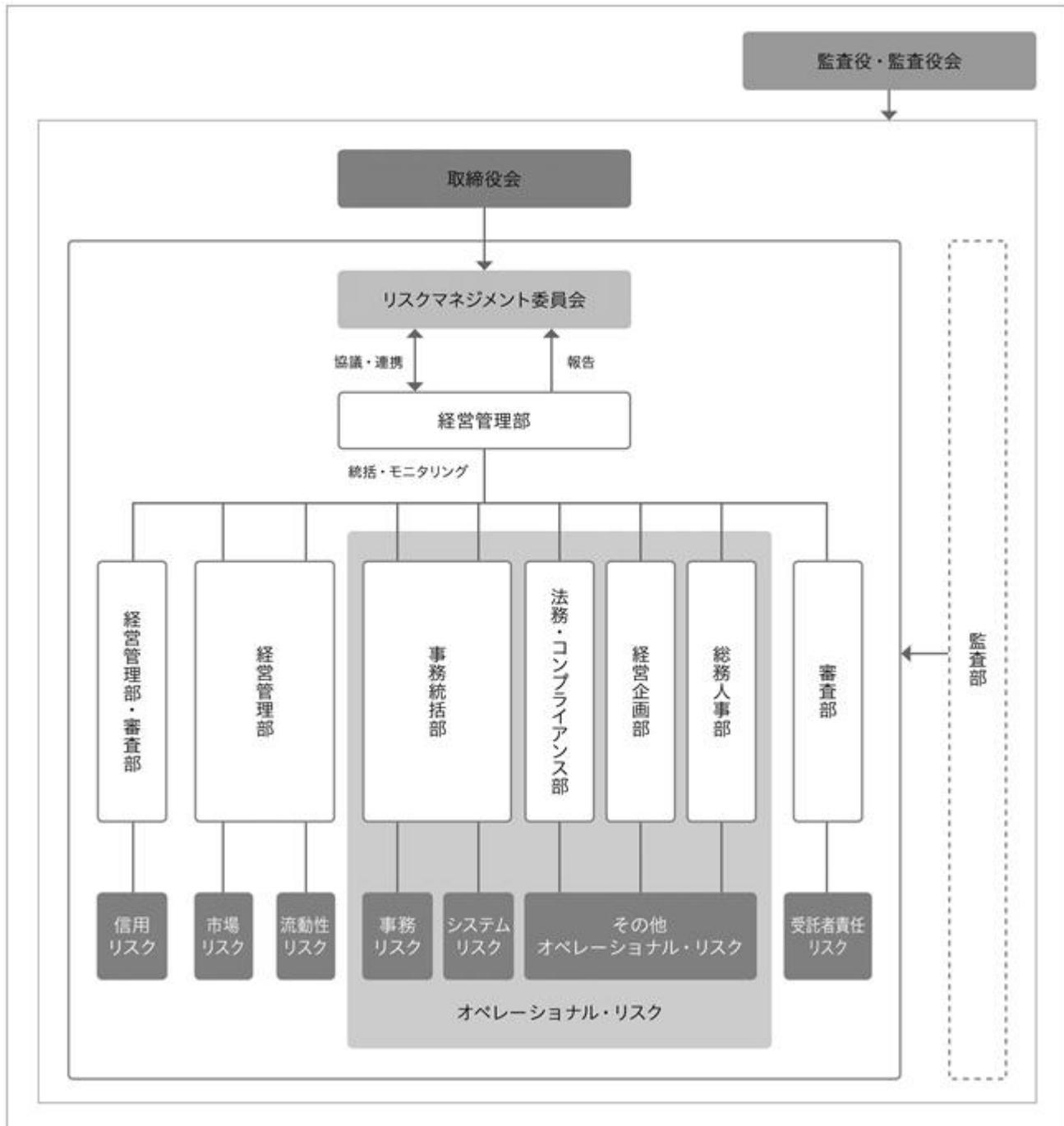
その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役が監査計画を立て、監査を実施し、取締役、執行役員及び使用人からヒヤリングの実施、会議への出席、また、資料提出を求めることができる体制を構築するものとする。

- (2) 取締役会は、監査役が代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとするほか、監査の実施にあたり、監査役が必要と認めた場合には弁護士など、外部の専門家に意見を求めることができる体制を構築するものとする。
- (3) 監査役が、その職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

リスク管理体制の整備の状況

銀行業務、信託業務を営んでいく上で、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなどといったさまざまなリスクを抱えています。金融技術の革新や制度変更などの環境変化に伴って当社を取り巻くリスクは常に変動し、多様化・重層化してきています。当社は社長を委員長として、取締役、執行役員等で構成する「リスクマネジメント委員会」を毎月開催し、リスクを統合的に評価し、その特性に応じて適正なコントロールを行うことにより、経営の健全性の確保に努めています。



コンプライアンス（法令等遵守）体制

コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけています。取締役会においてコンプライアンスの基本方針などの重要事項を決定し、また、「コンプライアンス委員会」や「グループ取引委員会」を開催してコンプライアンスに関する重要事項やグループ会社等との取引の適切性について審議・決定するなど、社内体制を構築し、コンプライアンス態勢の整備を図っています。コンプライアンスにかかわる事項を統括する部署として法務・コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する規則やマニュアルの制定・管理、研修計画の立案・実施状況の確認、各部署のコンプライアンスの遵守状況の定期的なモニタリングなどを行っています。また、法務リスクへの適切な対応を図るため、当社が当事者となる契約文書について事前にリーガルチェックを実施するなど、法務の一元化を図る態勢を構築しています。

役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬 (月例報酬)	業績連動報酬 (賞与)	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	98	65	32	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	8	8	-	-	1
社外取締役	20	20	-	-	2
社外監査役	12	12	-	-	2

(注) 対象となる役員の員数は、在籍者数ではなく、当事業年度に係る役員報酬等の支給対象者数を記載していません。

その他 / 親会社からの独立性確保に関する考え方

当社は親会社等とのアームズ・レングス・ルールの適切性を確保するため「オリックス(株)及びグループ会社との適切な関係維持に関する基本規則」を制定し、「グループ取引委員会」においてグループ内取引等に係るアームズ・レングス・ルールの遵守状況を審査し、その結果を取締役会等に報告することとしております。

また、当社の営業取引における親会社等のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者もしくは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。

定款における定め概要

(1) 取締役の定数

当社の取締役は3人以上とする旨を定款に定めております。

(2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼執行役員 会長	浦田 晴之	1954年11月8日生	1977年4月 オリエン特・リース株式会社 (現 オリックス株式会社)入社 2004年2月 オリックス株式会社リスク管理本部 副本部長 2005年2月 同 執行役 3月 同 人事・総務本部副本部長 2006年1月 同 社長室長 8月 同 常務執行役 同 経営計画室管掌 2007年6月 同 取締役兼常務執行役 2008年1月 同 取締役兼執行役員副社長 同 海外担当、社長室管掌 2009年1月 同 グループCFO 6月 同 財務本部長 11月 同 広報部管掌 2010年6月 同 経営企画部管掌 2011年1月 同 取締役兼代表執行役員副社長 2012年5月 同 グループ広報部管掌 7月 同 当社社外取締役 2014年1月 オリックス株式会社 経営企画部管掌、グループ広報部管 掌 2015年6月 当社代表取締役兼執行役員社長 監査部管掌(現任) 2020年6月 同 取締役兼執行役員会長(現任)	(注)3	-
代表取締役兼執行役 員社長	錦織 雄一	1957年1月28日生	1980年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会 社みずほ銀行)入行 2003年4月 オリックス株式会社入社 11月 同 ストラクチャード・ファイナン ス第二部長 2004年4月 同 ストラクチャード・ファイナン ス部長 2007年1月 同 プロジェクト開発本部 副本部 長 2009年1月 同 執行役 グローバル事業本部 副本部長 4月 同 財務部管掌補佐 6月 同 財務本部 副本部長 2011年4月 同 投資銀行本部 副本部長 9月 同 事業投資本部 本部長代行 2012年1月 同 事業投資本部長 2014年1月 同 常務執行役 環境エネルギー本 部長 2015年6月 同 取締役兼常務執行役 2016年1月 同 取締役兼専務執行役 2020年1月 同 環境エネルギー本部統括役員 6月 当社代表取締役兼執行役員社長(現 任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼執行役員副社長	原 雅彦	1956年6月16日生	1979年4月 大蔵省（現 財務省）銀行局調査課 1984年7月 西尾税務署長 1994年7月 大蔵省大臣官房企画官 1996年7月 同 大臣官房文書課広報室長 1997年7月 同 主計局主計企画官 1998年7月 同 主計局給与課長 1999年7月 同 主計局主計官 2001年7月 財務省関税局業務課長 2002年7月 同 関税局関税課長 2005年7月 同 関税局総務課長 2006年7月 同 大臣官房参事官 8月 同 大臣官房付兼内閣官房行政改革推進室審議官 兼行政改革推進本部事務局審議官 2008年7月 同 大臣官房審議官 2010年7月 大阪税関長 2011年6月 株式会社日本政策金融公庫常務取締役 2012年4月 株式会社国際協力銀行執行役員 2013年9月 当社顧問 10月 同 取締役兼執行役員副社長（現任） 2015年6月 同 総務人事部管掌 2016年4月 同 経営企画部管掌（現任）、資金部管掌	(注) 3	-
取締役兼執行役員専務	益子 哲郎	1956年11月26日生	1979年4月 オリエン特・リ・ス株式会社（現 オリックス株式会社）入社 1991年2月 オリックス株式会社姫路支店長 1999年4月 同 営業第一部長 2005年3月 同 審査・デューデリグループ部長 2006年10月 オリックス・リアルエステート株式会社（現オリックス不動産株式会社）入社 同 運営事業部長 2008年4月 同 事業戦略部長 2009年3月 同 事業戦略部長兼運営統括部長 10月 同 運営事業本部副本部長兼事業戦略部長 2010年1月 同 執行役員不動産投資事業本部長 2011年3月 同 常務執行役員不動産投資事業本部長 2012年3月 同 専務執行役員不動産投資事業本部長 6月 同 執行役員副社長 2013年1月 オリックス株式会社グループ執行役員オリックス不動産株式会社執行役員副社長 2014年6月 オリックス株式会社執行役員不動産事業本部長オリックス不動産株式会社代表取締役社長 2015年6月 オリックス株式会社執行役員地域営業本部長 2017年1月 当社入社 同 専務執行役員 6月 同 取締役兼専務執行役員（現任） 2020年3月 同 信託部管掌（現任） 6月 同 金融法人部管掌	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	天野 秀樹	1953年11月26日生	1976年4月 アーサーアンダーセン (現 有限責任 あずさ監査法人) 入所 1980年9月 公認会計士登録 1990年4月 井上斎藤英和監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 社員 1992年9月 同 代表社員 1999年6月 朝日監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) 東京事務所第6部門長 2001年5月 同 本部理事 7月 同 東京事務所第2事業部長 2005年6月 あずさ監査法人(現 有限責任 あ ずさ監査法人)JP(Japanese Practice) 本部長(兼務) 2008年4月 同 IFRS本部長(兼務) 5月 同 専務理事 2010年5月 同 事業企画本部長(兼務) 2011年9月 有限責任 あずさ監査法人副理事長 (監査統括) KPMG Global Audit Steering Group メンバー 2015年7月 同 エグゼクティブ・シニア パートナー 2016年7月 トッパン・フォームズ株式会社 社外取締役(現任) 2017年3月 花王株式会社社外監査役(現任) 4月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 味の素株式会社社外監査役(現任) 2019年6月 セイコーホールディングス株式会社 社外監査役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小鞠 昭彦	1959年4月12日生	1982年4月 大蔵省（現 財務省）入省 1987年7月 三条税務署長 1992年6月 在オーストラリア日本国大使館 一等書記官 1997年7月 内閣審議官 （内閣官房内閣内政審議官） 1998年7月 預金保険機構特別業務部次長 1999年4月 預金保険機構総務部次長 2000年7月 金融庁総務企画部政策課広報室長 2001年1月 財務省大臣官房企画官（大臣官房会 計課） 2002年7月 中小企業庁経営支援部参事官 2004年7月 国税庁課税部酒税課長 2006年7月 国税庁課税部課税総括課長 2007年7月 国税庁長官官房会計課長 2008年7月 一橋大学教授（大学院法学研究科） 2009年7月 独立行政法人農業・食品産業技術 総合研究機構理事 2011年7月 内閣府本府地域自主戦略交付金 業務室次長 2013年1月 内閣府本府地方分権改革推進室次長 6月 日本環境安全事業株式会社取締役 2014年12月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 取締役 2015年7月 関東財務局金融安定監理官 2016年6月 国税不服審判所次長 2017年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問 2018年2月 山下法律事務所弁護士 2019年4月 当社社外取締役（現任） 立教大学特任教授（現任） 2020年6月 KOMA法律事務所弁護士（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	市場 誠	1957年4月10日生	1981年4月 三井信託銀行株式会社 （現 三井住友信託銀行株式会社） 入行 1999年4月 同 渋谷支店次長 7月 同 融資企画部次長 2001年7月 同 新橋支店次長 2003年4月 同 内部監査部次長 2004年4月 同 法人業務推進部長 2005年9月 中央三井信用保証株式会社 （現 三井住友トラスト保証 株式会社）審査第三部長 2007年8月 オリックス信託銀行株式会社 （現 当社）審査部副部長 2008年3月 同 審査部長 2009年3月 同 執行役員 審査部管掌 債権管理部管掌 2010年12月 同 与信企画部管掌 2011年10月 当社債権管理部長 2012年1月 同 法務・コンプライアンス部管掌 2013年4月 同 取締役兼常務執行役員 リスク統括部管掌 2014年10月 同 法務・コンプライアンス部管掌 2016年4月 同 与信企画部管掌 2017年6月 同 監査役（現任）	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役（非常勤）	坂口 勝一	1953年2月12日生	1977年4月 大蔵省（現 財務省）入省 1982年7月 笠岡税務署長 1984年6月 アジア開発銀行総裁補佐官 （マニラ） 1990年7月 広島国税局直税部長 1991年7月 広島国税局課税第一部長 1993年7月 国際通貨基金審議役 （ワシントン） 1996年7月 大蔵省主計局給与課長 1997年7月 同 主計局調査課長 1998年7月 同 主計局主計官 （総理府、司法・警察係担当） 1999年6月 アジア開発銀行予算人事局長 （マニラ） 2002年7月 国税庁長官官房会計課長 2003年7月 国税庁長官官房総務課長 2004年7月 広島国税局長 2006年7月 財務省大臣官房審議官（関税局担 当） 2008年7月 アジア開発銀行理事（マニラ） 2012年4月 関西学院大学教授（総合政策学部） （現任） 8月 株式会社J&J事業創造アドバイザー 2014年3月 当社監査役（現任） 2018年4月 株式会社J&J Tax Free アドバイザー（現任）	（注）5	-
監査役（非常勤）	太田 剛	1952年12月23日生	1977年4月 東京海上火災保険株式会社 （現 東京海上日動火災保険 株式会社）入社 1990年6月 三井不動産株式会社入社 1993年4月 同 ビル事業部事業課長 1995年4月 同 ビル営業本部 東京ベイオフィス課長 1997年4月 三井デザインテック株式会社入社 2000年4月 同 総務部長 2002年4月 同 取締役総務部長兼経営企画室長 2004年4月 三井不動産株式会社 ビル本部ビル運営室上席統括 2006年4月 NBF オフィスマネジメント 株式会社 取締役第一事業部長 2007年10月 株式会社MSビルサポート 取締役コンプライアンス部長 2011年4月 三井不動産リフォーム株式会社 常勤監査役 2016年4月 当社監査役（現任） 5月 一般社団法人監査懇話会理事 2018年5月 一般社団法人監査懇話会副会長 2020年5月 一般社団法人監査懇話会会長（現 任）	（注）6	-
計					-

- （注）1．取締役天野 秀樹及び小鞠 昭彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2．監査役坂口 勝一及び太田 剛は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3．取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4．監査役市場 誠の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 監査役坂口 勝一の任期は、2017年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 監査役太田 剛の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
7. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く。)の状況は次のとおりであります。

役職名	氏名
専務執行役員	村岡 久
専務執行役員	寺元 寛治
執行役員	児嶋 恒
執行役員	高崎 敏彦
執行役員	金澤 純子
執行役員	加藤 晃朗
執行役員	八木 実
執行役員	塩貝 明大

社外役員の状況

当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、他の取締役又は監査役と人的関係を有さず、また当社と資本関係も有しておりません。社外監査役坂口勝一は、当社とは一般的な取引条件での預金取引を行っております。また、社外取締役天野秀樹が勤務するセイコーホールディングス株式会社は、当社とは一般的な取引条件での預金取引を行っております。その他の社外取締役および社外監査役は、当社との銀行取引はなく、特に利害関係はございません。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されています。また監査役の職務執行をサポートするため監査役補助スタッフ1名（監査部と兼務）を配置、監査役業務については直接指示・人事考課を行う態勢としております。

常勤監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に従い、取締役会をはじめ重要諸会議への出席、代表取締役との定期的な面談、各部門の役職員との面談、拠点往査等による業務監査等を通して、取締役の職務執行を監査し、発見事項については直接代表取締役に報告・意見具申を行っております。また、会計監査人や内部監査部署と定期的かつ必要に応じて意見交換・情報交換を実施し、緊密に連携することで効率的かつ実効性の高い監査を実施しております。非常勤の社外監査役は、常務会、取締役会等重要会議への出席をはじめ、常勤監査役と意思疎通・情報共有を図って連携し、監査役会での十分な議論を踏まえて独立した立場から監査を実施しております。

なお、当社の常勤監査役は銀行員としての十分な経歴を持ち、社外監査役も企業経営や財務会計等の分野において高い見識や豊富な経験を有しており、両者とも財務・会計に関する十分な知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を7回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

(監査役会への出席状況)

氏名	役職名	開催回数	出席回数
市場 誠	監査役（常勤）	7回	7回
坂口 勝一	監査役（社外）	7回	7回
太田 剛	監査役（社外）	7回	7回

(監査役会における主な検討事項)

監査役会における主要な検討事項は、監査の方針・監査の分担及び監査実施計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選・再任等であります。また、こうした事項にとどまらず、常勤監査役からの監査報告・情報共有を適時に行い監査役監査の実効性確保に努めております。

内部監査の状況

当社では業務執行部署から独立した内部監査部門である監査部（人員10名）を配置しております。

内部監査は、取締役会で承認された「内部監査の基本方針」に基づき、年度ごとに策定する「内部監査計画」に沿って実施しています。銀行業務、信託業務を遂行する部署を対象に行う業務監査、法令等により定期的な監査が必要な業務および決算業務等を対象に行う定期・定例監査、法令等の制度対応事項や内外の環境変化など特定のテーマやリスク管理態勢を対象として組織横断的に行うテーマ監査等を組み合わせて実施しています。また、経営に影響を与えるリスクを早期に発見するためのモニタリング体制を整え、適時に実施しています。

監査部は、内部管理の主要目的である法令等および社内諸規程への準拠性、リスク管理の適切性、業務運営の有効性と効率性、財務報告の信頼性などの達成状況を客観的・総合的に評価し、その監査結果は、主要な指摘事項、改善提言などを含め取締役会に報告し、被監査部署および関連部署に伝達しています。また、内部監査による指摘事項や改善提言などについて、監査部は、その改善に向けた進捗状況を定期的に取り締役に報告し、内部管理態勢の改善促進を図っています。

さらに監査部は、内部監査態勢に関する経営陣の認識を深めるべく、取締役および監査役が出席する「内部監査連絡会」を原則毎月開催し、直近の内部監査結果などを踏まえた協議を実施しています。

また、監査部は、監査役および会計監査人と定例ミーティングなどにより、適宜に情報交換を行い、適切かつ効率的な監査実施のために緊密な連携を図っています。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b．継続監査期間

22年間

当社は、有限責任 あずさ監査法人の前身である朝日監査法人との間で、1998年から監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人の間では、財務やリスク管理、コンプライアンス等の担当部署が定期的に情報交換を実施するなど、会計監査の実効性向上に努めております。

c．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 寺澤 豊

指定有限責任社員 業務執行社員 高橋 秀和

指定有限責任社員 業務執行社員 御園生豪洋

d．監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は公認会計士3名、その他2名であります。

e．監査法人の選定方針と理由

当社監査役会で定める「会計監査人の職務遂行評価等に関する方針」に基づき、選任並びに再任の適否を判断しております。

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会で定める「会計監査人の職務遂行評価等に関する方針」に基づき、当社の会計監査人として適切性・妥当性を監査役会で評価を行っております。評価の内容は以下の通りです。

〔監査法人〕

- 1．会計監査人の職業倫理及び独立性
- 2．監査契約の受任、更新に関する方針及び手続きの整備・運用状況
- 3．会計監査人として職務遂行を適切に行うことを確保するための品質管理態勢
- 4．情報セキュリティの体制
- 5．会社法第340条における欠格（解任）事由の該当性
- 6．監督官庁等外部情報（金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、U.S.P.C.A.O.Bによる検査等の結果など）

〔監査法人の監査チーム〕

- 7．会計監査人としての専門的知見
- 8．監査計画
- 9．組織的な監査実施体制
- 10．監査報酬
- 11．経営者等とのコミュニケーション
- 12．監査役とのコミュニケーション

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）	監査証明業務に基づく報酬 （百万円）	非監査業務に基づく報酬 （百万円）
35	-	36	-

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a．を除く）

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

監査報酬については、前事業年度までの監査内容及び監査法人から提示された当事業年度の監査計画の内容等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、代表取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通して、会計監査人の監査計画の内容、前年度の監査実績、会計監査人の職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠等の検証を踏まえ、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

（4）【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

（5）【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
- 3．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）及び当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- 5．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- 6．当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。
- 7．当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、会計基準設定主体等が開催する会計基準の変更等に関する研修に参加しています。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	58,706	115,192
預け金	58,706	115,192
コールローン	10,000	25,000
買入金銭債権	8,307	4,308
有価証券	5,925,469	5,926,900
国債	21,327	4,027
地方債	117,643	128,601
社債	107,236	123,834
株式	4	4
その他の証券	11,258	10,433
貸出金	1,203,461,867,818	1,203,462,151,289
証書貸付	1,721,115	2,014,498
当座貸越	146,703	136,790
外国為替	17	0
外国他店預け	17	0
その他資産	6,173	7,778
未決済為替貸	50	110
前払費用	175	193
未収収益	2,981	2,725
金融派生商品	2	-
金融商品等差入担保金	-	101
その他の資産	52,963	54,646
有形固定資産	7,844,709	7,844,665
建物	1,515	1,471
土地	3,142	3,142
その他の有形固定資産	51	51
無形固定資産	2,976	3,407
ソフトウェア	2,967	3,399
その他の無形固定資産	8	8
繰延税金資産	978	1,818
支払承諾見返	29,738	24,773
貸倒引当金	2,510	3,844
資産の部合計	2,244,384	2,601,289

（単位：百万円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
預金	1,543,873	1,888,580
当座預金	59	57
普通預金	109,317	112,225
定期預金	1,398,329	1,743,642
その他の預金	36,167	32,654
譲渡性預金	373,040	334,010
コールマネー	30,000	40,000
借入金	5 50,000	5 70,000
借入金	50,000	70,000
信託勘定借	13,577	19,046
その他負債	15,428	18,399
未払法人税等	1,369	1,558
未払費用	5,165	6,656
前受収益	117	127
金融派生商品	1	92
資産除去債務	68	78
その他の負債	8,705	9,885
賞与引当金	462	517
退職給付引当金	168	230
役員退職慰労引当金	0	0
利用促進引当金	51	54
支払承諾	29,738	24,773
負債の部合計	2,056,340	2,395,613
純資産の部		
資本金	45,000	45,000
資本剰余金	17,803	17,803
資本準備金	17,803	17,803
利益剰余金	124,116	142,609
その他利益剰余金	124,116	142,609
繰越利益剰余金	124,116	142,609
株主資本合計	186,920	205,413
その他有価証券評価差額金	1,123	263
評価・換算差額等合計	1,123	263
純資産の部合計	188,043	205,676
負債及び純資産の部合計	2,244,384	2,601,289

【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

		当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金		166,532
買入金銭債権		3,673
有価証券	5, 8	266,719
貸出金	1, 2, 3, 4, 6	2,221,282
外国為替		16
その他資産		7,251
その他の資産	5	7,251
有形固定資産		7 4,646
無形固定資産		3,461
繰延税金資産		1,779
支払承諾見返		24,693
貸倒引当金		4,130
資産の部合計		2,695,927
負債の部		
預金		1,985,465
譲渡性預金		324,860
コールマネー		30,000
借入金	5	80,000
信託勘定借		22,042
その他負債		13,263
未払法人税等		1,151
資産除去債務		79
その他の負債		12,032
賞与引当金		526
退職給付引当金		256
役員退職慰労引当金		0
支払承諾		24,693
負債の部合計		2,481,108
純資産の部		
資本金		45,000
資本剰余金		17,803
資本準備金		17,803
利益剰余金		151,546
その他利益剰余金		151,546
繰越利益剰余金		151,546
株主資本合計		214,349
その他有価証券評価差額金		469
評価・換算差額等合計		469
純資産の部合計		214,818
負債及び純資産の部合計		2,695,927

【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	55,158	58,907
信託報酬	797	909
資金運用収益	47,073	50,686
貸出金利息	46,437	50,141
有価証券利息配当金	554	456
コールローン利息	0	0
預け金利息	22	20
その他の受入利息	58	66
役務取引等収益	3,489	4,179
受入為替手数料	25	38
その他の役務収益	3,464	4,141
その他業務収益	2,041	1,744
外国為替売買益	-	51
国債等債券売却益	314	157
金融派生商品収益	2	-
その他の業務収益	1,724	1,535
その他経常収益	1,755	1,387
貸倒引当金戻入益	197	-
償却債権取立益	130	64
その他の経常収益	1,428	1,323
経常費用	29,942	32,294
資金調達費用	3,490	4,001
預金利息	3,161	3,654
譲渡性預金利息	315	322
コールマネー利息	4	4
その他の支払利息	9	19
役務取引等費用	11,022	10,869
支払為替手数料	39	39
その他の役務費用	10,983	10,829
その他業務費用	33	93
外国為替売買損	33	-
国債等債券売却損	-	0
金融派生商品費用	-	93
営業経費	15,008	15,660
その他経常費用	387	1,669
貸倒引当金繰入額	-	1,333
貸出金償却	250	247
その他の経常費用	136	88
経常利益	25,215	26,612
特別損失	23	43
固定資産処分損	23	43
税引前当期純利益	25,192	26,569
法人税、住民税及び事業税	7,968	8,537
法人税等調整額	108	460
法人税等合計	8,076	8,076
当期純利益	17,116	18,492

【中間損益計算書】

(単位:百万円)

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	28,867
信託報酬	345
資金運用収益	26,063
(うち貸出金利息)	25,830
(うち有価証券利息配当金)	206
役務取引等収益	1,682
その他業務収益	340
その他経常収益	435
経常費用	16,007
資金調達費用	2,255
(うち預金利息)	2,107
役務取引等費用	5,278
その他業務費用	193
営業経費	17,854
その他経常費用	425
経常利益	12,860
特別損失	0
税引前中間純利益	12,860
法人税、住民税及び事業税	3,976
法人税等調整額	51
法人税等合計	3,924
中間純利益	8,936

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	45,000	17,803	107,000	169,804	613	170,417
当期変動額						
当期純利益			17,116	17,116		17,116
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					509	509
当期変動額合計	-	-	17,116	17,116	509	17,625
当期末残高	45,000	17,803	124,116	186,920	1,123	188,043

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	45,000	17,803	124,116	186,920	1,123	188,043
当期変動額						
当期純利益			18,492	18,492		18,492
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					859	859
当期変動額合計	-	-	18,492	18,492	859	17,633
当期末残高	45,000	17,803	142,609	205,413	263	205,676

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	45,000	17,803	142,609	205,413	263	205,676
当中間期変動額						
中間純利益			8,936	8,936		8,936
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					205	205
当中間期変動額合計	-	-	8,936	8,936	205	9,142
当中間期末残高	45,000	17,803	151,546	214,349	469	214,818

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	25,192	26,569
減価償却費	1,138	1,145
貸倒引当金の増減()	197	1,333
賞与引当金の増減額(は減少)	49	55
退職給付引当金の増減額(は減少)	37	61
資金運用収益	47,073	50,686
資金調達費用	3,490	4,001
有価証券関係損益()	1	44
固定資産処分損益(は益)	23	43
金融派生商品(資産)の純増()減	2	2
金融派生商品(負債)の純増減()	0	91
金融商品等差入担保金の純増()減	-	101
貸出金の純増()減	192,063	283,471
預金の純増減()	97,908	344,706
譲渡性預金の純増減()	70,660	39,030
借入金の純増減()	20,000	20,000
預け金(現金同等物を除く)の純増()減	-	1,070
コールローン等の純増()減	7,739	10,970
コールマネー等の純増減()	20,000	10,000
外国為替(資産)の純増()減	11	17
信託勘定借の純増減()	5,752	5,469
資金運用による収入	46,950	50,940
資金調達による支出	3,053	2,696
その他	351	430
小計	735	76,025
法人税等の支払額	7,692	8,348
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,956	67,676
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	114,470	131,627
有価証券の売却による収入	102,929	103,467
有価証券の償還による収入	9,480	17,465
有形固定資産の取得による支出	56	37
無形固定資産の取得による支出	1,272	1,528
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,389	12,260
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,346	55,416
現金及び現金同等物の期首残高	69,052	58,706
現金及び現金同等物の期末残高	1 58,706	1 114,122

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

当中間会計期間
 (自 2020年4月1日
 至 2020年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	12,860
減価償却費	596
貸倒引当金の増減（ ）	286
賞与引当金の増減額（ は減少）	8
退職給付引当金の増減額（ は減少）	25
資金運用収益	26,063
資金調達費用	2,255
有価証券関係損益（ ）	198
固定資産処分損益（ は益）	0
金融派生商品（資産）の純増（ ）減	5
金融派生商品（負債）の純増減（ ）	92
金融商品等差入担保金の純増（ ）減	101
貸出金の純増（ ）減	69,992
預金の純増減（ ）	96,884
譲渡性預金の純増減（ ）	9,150
借入金の純増減（ ）	10,000
預け金（現金同等物を除く）の純増（ ）減	70
コールローン等の純増（ ）減	25,623
コールマネー等の純増減（ ）	10,000
外国為替（資産）の純増（ ）減	16
信託勘定借の純増減（ ）	2,995
資金運用による収入	26,142
資金調達による支出	3,007
その他	3,605
小計	56,117
法人税等の支払額	4,382
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,735
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	45,822
有価証券の売却による収入	39,721
有価証券の償還による収入	6,409
有形固定資産の取得による支出	26
無形固定資産の取得による支出	605
投資活動によるキャッシュ・フロー	324
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	51,410
現金及び現金同等物の期首残高	114,122
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 165,532

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

また、投資事業有限責任組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は435百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として20年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年～21年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 利用促進引当金

利用促進引当金は、当社が取り扱うカードローンの利用促進施策による利用促進費支出の負担に備え、当事業年度末において、将来負担が見込まれる額を合理的に見積り、必要額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、中央銀行への預け金、他行等への要求払いの預け金及び償還期限が3カ月以内の定期預け金であります。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

当社はオリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

また、投資事業有限責任組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に、将来見込み等必要な修正を加えて計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による将来の損失に備えるため、業況の悪化が見込まれる一部の債務者に係る債権については、債務者区分の悪化を反映した貸倒実績率に基づいて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は321百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として20年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年~21年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 利用促進引当金

利用促進引当金は、当社が取り扱うカードローンの利用促進施策による利用促進費支出の負担に備え、当事業年度末において、将来負担が見込まれる額を合理的に見積り、必要額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、中央銀行への預け金、他行等への要求払いの預け金及び償還期限が3カ月以内の定期預け金であります。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

当社はオリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社は、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日公表）に関して、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、同実務対応報告の取扱いにより改正前の税法の規定に基づいております。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済への影響は一定期間継続するものと想定しており、今後、経済活動への影響が一層深刻化することとなれば、主として将来の貸出金等の信用リスクに影響を及ぼす可能性があるかと認識しております。こうした状況下、当事業年度末においては、入手可能な情報に基づき、貸倒引当金を計上しております。

ただし、当該仮定には不確実性を含んでおり、新型コロナウイルス感染症の状況や経済への影響が変化した場合には、翌事業年度以降において、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、損失額が増加する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	107百万円	128百万円
延滞債権額	5,503百万円	7,986百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	16百万円	14百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	5,627百万円	8,130百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	141,330百万円	140,905百万円
計	141,330百万円	140,905百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	50,000百万円	70,000百万円

上記は日本銀行当座貸越取引等の担保であります。

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有価証券	10,107百万円	10,038百万円

なお、信託業法に基づく供託金として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
現金	25百万円	25百万円
また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
保証金	1百万円	1百万円
敷金	241百万円	246百万円

- 6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	90,762百万円	100,829百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	87,762百万円	94,429百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	862百万円	954百万円

8 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	16百万円	16百万円
(当事業年度の圧縮記帳額)	(16百万円)	(- 百万円)

- 9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	2,157百万円	1,992百万円

- 10 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
金銭信託	9,632百万円	14,761百万円

（損益計算書関係）

1 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与・手当	6,253百万円	6,567百万円
事務委託費	1,962百万円	2,071百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	-	-	1,200	
合計	1,200	-	-	1,200	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	-	-	1,200	
合計	1,200	-	-	1,200	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	58,706百万円	115,192百万円
定期預け金	- 百万円	1,070百万円
現金及び現金同等物	58,706百万円	114,122百万円

（金融商品関係）

前事業年度（2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行っております。これらを営んでいく上で、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどといったさまざまなリスクを抱えておりますが、金融機関としての経営の健全性を確保するため、評価したリスクを総体的に捉え、適切に管理することにより、安定した収益性の維持に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として住宅ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資や法人向け融資等であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主に公社債等の債券であり、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

金融負債は、主として預入期間が2週間から5年の定期預金であり、満期時または中途解約による払出しにより、資金繰りにおいて必要な資金が確保できなくなることや、より高い金利での調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は毎月「リスクマネジメント委員会」を開催し、リスクを統合的に評価し、その特性に応じて適正なコントロールを行うことにより、経営の健全性の確保に努めております。

信用リスク管理

信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し銀行が損失を被るリスク」と定義するとともに、銀行業務の根幹である信用創造機能にともなうリスクであり、金融の本質にかかわる最も重要かつ基本的なリスクと位置づけております。当社における信用リスク管理の概要は以下のとおりです。

・信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）

住宅ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資、カードローン、法人向け融資等を行っており、事業戦略と目標を踏まえて、貸出、オフ・バランス取引などを含めた与信業務におけるリスクの把握及びその適正な運営方針を「信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）」として定めております。本方針は、当社の規模、特性、リスク・プロファイルに見合った信用リスクの管理態勢を確立することによって、健全で資本効率の高いローン・ポートフォリオの構築を実現し、適正収益を継続的に確保することを目的としております。

・個別案件審査

主力商品である住宅ローン（自宅、投資マンション、アパートなど）の取り扱いに際しては、顧客との面談を通じて固有の事情や生活実態に沿った返済能力の確認を行い、また不動産関連のマーケット情報を収集し、顧客の返済能力だけでなく、不動産からもたらされるキャッシュ・フローや担保価値を総合的見地で判断する個別対応型の審査を行っております。カードローンについては、申し込み時に顧客から申告を受ける年齢、職業、年収などの情報をもとに、当社及び保証会社において審査を行い、顧客の返済能力に応じた限度額設定などを行っております。法人向け融資については、融資先の営業状況・財務状況・事業計画・業界動向や当該融資の資金使途・返済原資などについて詳細に調査した上で与信判断を行っております。案件審査態勢としては、まず営業担当部署が融資先についての各種分析を実施し厳正な審査を行い、大口案件等の一定の条件に合致するものについては審査部または投融資委員会においてより慎重に最終的な融資判断を行います。証券化商品等への投資に際しては、分散投資と安定的なリターンの確保の観点から、慎重なデューデリジェンスを行った上で安全性が高い案件を選別し、取締役会、投融資委員会等において判断しております。

・ポートフォリオ管理

個別融資先の管理に加え、リスク分散化の基準を「与信集中リスク管理規則」として定め、同一先（グループ）に加えて、特定の業種、商品などリスク特性の近似した与信ポートフォリオの過度な集中を排除するための信用供与の限度額にかかわる管理態勢を明確にしております。また、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としております。

市場リスク管理

「市場リスク管理の基本方針」において、市場リスクを「様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、当社が損失を被るリスク」と定義し、その管理を「市場リスクの所在を特定し、大きさを評価した上で、適時かつ正確にモニタリングを行い、適切にコントロールすること」と、定めております。市場リスクの管理態勢としては、市場取引を執行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、事務を担当するバックオフィスを設置し、相互牽制体制を確保しております。市場リスクの管理方法としては、市場リスク量に対する限度などをリスクマネジメント委員会が決定し、ミドルオフィスがその遵守状況をモニタリングし、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

・金利リスク、為替リスクの管理

当社において主要なリスク・ファクターである金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、その他有価証券に分類される「債券」、「買入金銭債権」、「預金」、「借入金」であります。為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、一部の「貸出金」とその調達手段であります。当社ではこれらの金融資産及び金融負債について、予想最大損失額(VaR)を用いて市場リスク量を把握し、管理しております。

・有価証券価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、有価証券の種類別に時価評価額や予想最大損失額(VaR)を用いて市場リスク量を把握するとともに、損益を算出し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

金利リスク・為替リスクについては、分散・共分散法(保有期間1年、信頼区間片側99%、観測期間3年)を採用しており、2019年3月31日現在、当社の市場リスク量(VaR)は、全体で12,152百万円であります。公社債の価格変動リスクについては、ヒストリカルシミュレーション法(保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間5年)を採用しており、2019年3月31日現在、公社債の市場リスク量(VaR)は、1,213百万円であります。

なお、当社では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的を実施し、使用する計測モデルの適切性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であるため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクを捉えきれない場合があります。

流動性リスク管理

資金繰りの逼迫度を複数の段階に区分し、段階に応じた流動性リスク管理態勢の強化策を定めているほか、必要な流動性資産の水準や市場性資金調達額などに限度を定め、遵守状況をリスク管理部門がモニタリングを行い、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	58,706	58,706	-
(2) コールローン	10,000	10,000	-
(3) 買入金銭債権及び有価証券	265,482	265,482	-
買入金銭債権	8,307	8,307	-
その他有価証券	257,175	257,175	-
(4) 貸出金	1,867,818		
貸倒引当金(*1)	2,436		
	1,865,381	1,865,257	124
(5) 外国為替	17	17	-
(6) 未収収益(*2)	2,978	2,978	-
資産計	2,202,566	2,202,442	124
(1) 預金	1,543,873		
未払利息(*3)	4,687		
	1,548,561	1,549,059	498
(2) 譲渡性預金	373,040		
未払利息(*4)	111		
	373,151	373,151	-
(3) コールマネー	30,000	30,000	-
(4) 借入金	50,000	50,000	-
負債計	2,001,712	2,002,210	498
デリバティブ取引(*5)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	1	1	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収収益に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*3) 預金に対応する未払利息を加算しております。

(*4) 譲渡性預金に対応する未払利息を加算しております。

(*5) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金、及び(2) コールローン

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金及びコールローンについては、すべて約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権及び有価証券

買入金銭債権のうち、投資家として購入した信託受益権については、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。有価証券のうち、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスク等を考慮した割引率で割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに将来キャッシュ・フローを見積り、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これは、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 未収収益

未収収益は、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金（対応する未払利息を含む）

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

コールマネーについては、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式(*1)	4
出資金(*2)	290
合計	294

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	58,706	-	-	-	-	-
コールローン	10,000	-	-	-	-	-
買入金銭債権及び有価証券	48,073	54,852	52,515	31,946	76,269	1,827
買入金銭債権	4,735	1,252	161	73	257	1,827
その他有価証券のうち満期があるもの	43,337	53,599	52,353	31,873	76,011	-
うち国債	17,245	4,081	-	-	-	-
地方債	15,614	30,564	11,414	16,679	43,370	-
社債	9,176	14,037	40,228	12,153	31,640	-
その他	1,301	4,916	710	3,039	1,000	-
貸出金	144,018	174,001	124,470	117,602	170,538	1,137,186
合計	260,798	228,854	176,985	149,548	246,807	1,139,013

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	896,539	516,064	131,269	-	-	-
譲渡性預金	366,040	7,000	-	-	-	-
コールマネー	30,000	-	-	-	-	-
借入金	-	26,200	23,800	-	-	-
合計	1,292,579	549,264	155,069	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当事業年度（2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行っております。これらを営んでいく上で、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどといったさまざまなリスクを抱えておりますが、金融機関としての経営の健全性を確保するため、評価したリスクを総体的に捉え、適切に管理することにより、安定した収益性の維持に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として投資用不動産ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資や法人向け融資等であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主に公社債等の債券であり、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

金融負債は、主として預入期間が2週間から5年の定期預金であり、満期時または中途解約による払出しにより、資金繰りにおいて必要な資金が確保できなくなることや、より高い金利での調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は毎月「リスクマネジメント委員会」を開催し、リスクを統合的に評価し、その特性に応じて適正なコントロールを行うことにより、経営の健全性の確保に努めております。

信用リスク管理

信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し銀行が損失を被るリスク」と定義するとともに、銀行業務の根幹である信用創造機能にともなうリスクであり、金融の本質にかかわる最も重要かつ基本的なリスクと位置づけております。当社における信用リスク管理の概要は以下のとおりです。

・信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）

投資用不動産ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資、カードローン、法人向け融資等を行っており、事業戦略と目標を踏まえて、貸出、オフ・バランス取引などを含めた与信業務におけるリスクの把握及びその適正な運営方針を「信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）」として定めております。本方針は、当社の規模、特性、リスク・プロファイルに見合った信用リスクの管理態勢を確立することによって、健全で資本効率の高いローン・ポートフォリオの構築を実現し、適正収益を継続的に確保することを目的としております。

・個別案件審査

主力商品である投資用不動産ローン（自宅、投資マンション、アパートなど）の取り扱いに際しては、顧客との面談を通じて固有の事情や生活実態に沿った返済能力の確認を行い、また不動産関連のマーケット情報を収集し、顧客の返済能力だけでなく、不動産からもたらされるキャッシュ・フローや担保価値を総合的に見地で判断する個別対応型の審査を行っております。カードローンについては、申し込み時に顧客から申告を受ける年齢、職業、年収などの情報をもとに、当社及び保証会社において審査を行い、顧客の返済能力に応じた限度額設定などを行っております。法人向け融資については、融資先の営業状況・財務状況・事業計画・業界動向や当該融資の資金使途・返済原資などについて詳細に調査した上で与信判断を行っております。案件審査態勢としては、まず営業担当部署が融資先についての各種分析を実施し厳正な審査を行い、大口案件等の一定の条件に合致するものについては審査部または投融資委員会においてより慎重に最終的な融資判断を行います。証券化商品等への投資に際しては、分散投資と安定的なリターンの確保の観点から、慎重なデューデリジェンスを行った上で安全性が高い案件を選別し、取締役会、投融資委員会等において判断しております。

・ポートフォリオ管理

個別融資先の管理に加え、リスク分散化の基準を「与信集中リスク管理規則」として定め、同一先（グループ）に加えて、特定の業種、商品などリスク特性の近似した与信ポートフォリオの過度な集中を排除するための信用供与の限度額にかかわる管理態勢を明確にしております。また、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としております。

市場リスク管理

「市場リスク管理の基本方針」において、市場リスクを「様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、当社が損失を被るリスク」と定義し、その管理を「市場リスクの所在を特定し、大きさを評価した上で、適時かつ正確にモニタリングを行い、適切にコントロールすること」と、定めております。市場リスクの管理態勢としては、市場取引を執行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、事務を担当するバックオフィスを設置し、相互牽制体制を確保しております。市場リスクの管理方法としては、市場リスク量に対する限度などをリスクマネジメント委員会が決定し、ミドルオフィスがその遵守状況をモニタリングし、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

・金利リスク、為替リスクの管理

当社において主要なリスク・ファクターである金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、その他有価証券に分類される「債券」、「買入金銭債権」、「預金」、「借入金」であります。為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、一部の「貸出金」とその調達手段であります。当社ではこれらの金融資産及び金融負債について、予想最大損失額（VaR）を用いて市場リスク量を把握し、管理しております。

・有価証券価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、有価証券の種類別に時価評価額や予想最大損失額（VaR）を用いて市場リスク量を把握するとともに、損益を算出し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

金利リスク・為替リスクについては、分散・共分散法（保有期間1年、信頼区間片側99%、観測期間3年）を採用しており、2020年3月31日現在、当社の市場リスク量（VaR）は、全体で8,569百万円であります。公社債の価格変動リスクについては、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間5年）を採用しており、2020年3月31日現在、公社債の市場リスク量（VaR）は、1,155百万円であります。

なお、当社では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的を実施し、使用する計測モデルの適切性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であるため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクを捉えきれない場合があります。

流動性リスク管理

資金繰りの逼迫度を複数の段階に区分し、段階に応じた流動性リスク管理態勢の強化策を定めているほか、必要な流動性資産の水準や市場性資金調達額などに限度を定め、遵守状況をリスク管理部門がモニタリングを行い、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	115,192	115,192	-
(2) コールローン	25,000	25,000	-
(3) 買入金銭債権及び有価証券	270,328	270,328	-
買入金銭債権	4,308	4,308	-
その他有価証券	266,019	266,019	-
(4) 貸出金	2,151,289		
貸倒引当金(*1)	3,698		
	2,147,590	2,147,335	255
(5) 外国為替	0	0	-
(6) 未収収益(*2)	2,722	2,722	-
資産計	2,560,834	2,560,579	255
(1) 預金	1,888,580		
未払利息(*3)	5,981		
	1,894,562	1,896,265	1,703
(2) 譲渡性預金	334,010		
未払利息(*4)	122		
	334,132	334,132	-
(3) コールマネー	40,000	40,000	-
(4) 借入金	70,000	70,000	-
負債計	2,338,694	2,340,398	1,703
デリバティブ取引(*5)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(92)	(92)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(92)	(92)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収収益に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*3) 預金に対応する未払利息を加算しております。

(*4) 譲渡性預金に対応する未払利息を加算しております。

(*5) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金、及び(2) コールローン

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金及びコールローンについては、すべて約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権及び有価証券

買入金銭債権のうち、投資家として購入した信託受益権については、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。有価証券のうち、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスク等を考慮した割引率で割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに将来キャッシュ・フローを見積り、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)であります。これは、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 未収収益

未収収益は、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金(対応する未払利息を含む)

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

コールマネーについては、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式(*1)	4
出資金(*2)	876
合計	880

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	115,192	-	-	-	-	-
コールローン	25,000	-	-	-	-	-
買入金銭債権及び有価証券	24,759	44,863	102,242	50,861	45,748	1,852
買入金銭債権	1,252	744	126	76	257	1,852
その他有価証券のうち満期があるもの	23,506	44,118	102,116	50,785	45,491	-
うち国債	4,027	-	-	-	-	-
地方債	11,306	1,104	55,916	31,659	28,614	-
社債	3,269	42,290	46,200	15,197	16,877	-
その他	4,903	724	-	3,928	-	-
貸出金	150,024	173,507	141,826	131,651	185,050	1,369,229
合計	314,976	218,371	244,069	182,512	230,799	1,371,081

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,133,716	406,416	348,448	-	-	-
譲渡性預金	329,910	4,100	-	-	-	-
コールマネー	40,000	-	-	-	-	-
借入金	16,200	33,800	20,000	-	-	-
合計	1,519,826	444,316	368,448	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	240,749	239,337	1,411
	国債	21,327	21,241	86
	地方債	117,643	117,017	626
	社債	101,778	101,079	699
	その他	16,920	16,718	202
	小計	257,670	256,056	1,614
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	5,458	5,473	15
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	5,458	5,473	15
	その他	1,739	1,775	35
	小計	7,197	7,248	50
合計		264,868	263,304	1,563

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	102,929	314	-
国債	23,402	82	-
地方債	35,077	63	-
社債	44,449	168	-
その他	1,000	-	-
合計	103,929	314	-

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	121,949	121,311	637
	国債	4,027	4,002	24
	地方債	63,067	62,718	348
	社債	54,854	54,589	265
	その他	12,174	11,948	225
	小計	134,123	133,260	863
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	134,513	134,829	315
	国債	-	-	-
	地方債	65,534	65,611	77
	社債	68,979	69,217	237
	その他	1,640	1,812	172
	小計	136,154	136,642	487
合計		270,277	269,902	375

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	103,467	157	0
国債	17,213	5	-
地方債	43,619	65	-
社債	42,635	86	0
その他	-	-	-
合計	103,467	157	0

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

前事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前事業年度(2019年3月31日)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,618
その他有価証券	1,563
その他の資産	55
()繰延税金負債	495
その他有価証券評価差額金	1,123

当事業年度(2020年3月31日)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	379
その他有価証券	375
その他の資産	3
()繰延税金負債	116
その他有価証券評価差額金	263

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2019年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	1,000	1,000	1	1
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	1,777	-	2	2
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	1,000	-	0	0
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	2,148	-	91	91
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	91	91

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型年金制度と確定拠出年金制度を採用しています。

この制度により従業員には、定年退職時に一括で退職金を受け取るか、分割で年金を受け取る権利が付与されています。

確定給付型年金制度は、キャッシュバランスプランを採用しています。

確定拠出年金制度では、給与に基づいた掛金を拠出しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,330	1,676
勤務費用	139	172
利息費用	10	10
数理計算上の差異の発生額	179	121
退職給付の支払額	18	40
転籍に伴う増加額	34	26
退職給付債務の期末残高	1,676	1,722

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	909	1,050
期待運用収益	20	23
数理計算上の差異の発生額	7	49
事業主からの拠出額	112	126
退職給付の支払額	18	40
転籍に伴う増加額	34	26
年金資産の期末残高	1,050	1,137

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,676	1,722
年金資産	1,050	1,137
非積立型制度の退職給付債務	625	585
	-	-
未積立退職給付債務	625	585
未認識数理計算上の差異	444	342
未認識過去勤務費用	12	12
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	168	230

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
退職給付引当金	168	230
前払年金費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	168	230

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	139	172
利息費用	10	10
期待運用収益	20	23
数理計算上の差異の費用処理額	20	29
過去勤務費用の費用処理額	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	150	188

(5) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
債券	43%	34%
株式	26%	20%
一般勘定	31%	46%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率については、年金資産のポートフォリオの内容及びこれらのポートフォリオから生じる長期期待運用収益率に基づいて毎期決定しております。長期期待運用収益率は、従業員が勤務の結果として生じる給付を受けるまでの期間に、実際に資産から生じる長期の収益率に近似するように設定されます。その設定にあたっては、年金資産のポートフォリオから生じた過去の実際の収益や様々な資産から生じる個々の独立した予定利率を含む、多くの要素を用いています。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.8%	0.6%
長期期待運用収益率	2.2%	2.2%
予想昇給率	4.3%	5.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度65百万円、当事業年度73百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	844百万円	1,209百万円
未払事業税・事業所税	271	304
その他	357	420
繰延税金資産合計	1,474	1,934
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	495	116
繰延税金負債合計	495	116
繰延税金資産の純額	978百万円	1,818百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社は関連会社がないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社は関連会社がないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社がないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	49,773	869	4,516	55,158

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	53,751	614	4,540	58,907

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	オリックス・クレジット株式会社	東京都立川市	4,800	個人向け金融サービス業	-	保証委託取引	債務被保証(注)	124,978	-	-
						債務被保証	支払保証料(注)	5,971	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が行う融資に対する保証を受けるもので、保証料率は主たる債務者の信用リスク等を勘案の上で合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

オリックス株式会社(東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	オリックス・クレジット株式会社	東京都立川市	4,800	個人向け金融サービス業	-	保証委託取引	債務被保証(注)	91,854	-	-
						債務被保証	支払保証料(注)	5,419	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が行う融資に対する保証を受けるもので、保証料率は主たる債務者の信用リスク等を勘案の上で合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

オリックス株式会社(東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	156,702円75銭	171,396円92銭
1株当たり当期純利益	14,263円34銭	15,410円72銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	17,116	18,492
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	17,116	18,492
普通株式の期中平均株式数	千株	1,200	1,200

(注) 2. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

（重要な会計方針）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

また、投資事業有限責任組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年
その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に、将来見込み等必要な修正を加えて計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による将来の損失に備えるため、業況の悪化が見込まれる一部の債務者に係る債権については、債務者区分の悪化を反映した貸倒実績率に基づいて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は358百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として21年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年～21年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、中央銀行への預け金、他行等への要求払いの預け金及び償還期限が3カ月以内の定期預け金であります。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

当社はオリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社は、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日公表）に関して、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、同実務対応報告の取扱いにより改正前の税法の規定に基づいております。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

前事業年度の「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（追加情報）」に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済への影響は一定期間継続するものと想定しており、今後、経済活動への影響が一層深刻化することとなれば、主として将来の貸出金等の信用リスクに影響を及ぼす可能性があると認識しております。こうした状況下、当中間会計期間末においては、入手可能な情報に基づき、貸倒引当金を計上しております。

ただし、当該仮定には不確実性を含んでおり、新型コロナウイルス感染症の状況や経済への影響が変化した場合に、当事業年度以降において、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、損失額が増加する可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	323百万円
延滞債権額	10,023百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	11百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	10,357百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5 担保に供している資産は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産	
有価証券	140,989百万円
計	140,989百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	80,000百万円

上記は日本銀行当座貸越取引等の担保であります。

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
有価証券	21,604百万円

なお、信託業法に基づく供託金として、次のものを差し入れております。

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
現金	25百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
保証金	1百万円
敷金	246百万円

- 6 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
融資未実行残高	100,122百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	93,722百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
減価償却累計額	999百万円

- 8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
	1,497百万円

- 9 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
金銭信託	18,167百万円

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は次のとおりであります。

当中間会計期間
(自 2020年4月1日
至 2020年9月30日)

有形固定資産	45百万円
無形固定資産	551

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	-	-	1,200	
合計	1,200	-	-	1,200	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間
(自 2020年4月1日
至 2020年9月30日)

現金預け金勘定	166,532百万円
定期預け金	1,000百万円
現金及び現金同等物	165,532百万円

(金融商品関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	166,532	166,532	-
(2) 買入金銭債権及び有価証券	269,543	269,543	-
買入金銭債権	3,673	3,673	-
その他の有価証券	265,870	265,870	-
(3) 貸出金	2,221,282		
貸倒引当金(*1)	3,982		
	2,217,299	2,217,665	365
(4) 外国為替	16	16	-
(5) 未収収益(*2)	2,626	2,626	-
資産計	2,656,019	2,656,384	365
(1) 預金	1,985,465		
未払利息(*3)	5,223		
	1,990,688	1,992,024	1,336
(2) 譲渡性預金	324,860		
未払利息(*4)	128		
	324,988	324,988	-
(3) コールマネー	30,000	30,000	-
(4) 借入金	80,000	80,000	-
負債計	2,425,677	2,427,013	1,336
デリバティブ取引(*5)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5	5	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	5	5	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収収益に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。なお、未収収益は、中間貸借対照表上「その他の資産」に含めております。

(*3) 預金に対応する未払利息を加算しております。

(*4) 譲渡性預金に対応する未払利息を加算しております。

(*5) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、すべて約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権及び有価証券

買入金銭債権のうち、投資家として購入した信託受益権については、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。有価証券のうち、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスク等を考慮した割引率で割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに将来キャッシュ・フローを見積り、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これは、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 未収収益

未収収益は、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金（対応する未払利息を含む）

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

コールマネーについては、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式(*1)	4
出資金(*2)	844
合計	848

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
2. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。
3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	142,981	142,405	576
	国債	3,027	3,021	5
	地方債	79,167	78,837	329
	社債	60,787	60,546	241
	その他	9,091	8,822	269
	小計	152,073	151,227	845
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	117,470	117,627	157
	国債	-	-	-
	地方債	50,099	50,132	32
	社債	67,370	67,495	125
	その他	-	-	-
	小計	117,470	117,627	157
合計		269,543	268,855	688

4. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

当中間会計期間（2020年9月30日）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

当中間会計期間（2020年9月30日）

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	676
その他有価証券	688
その他の資産	12
（ ）繰延税金負債	207
その他有価証券評価差額金	469

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	1,000	-	0	0
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	2,184	-	5	5
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	5	5

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 関連会社に関する事項

当社は関連会社がないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社がないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	27,217	308	1,341	28,867

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	179,015円74銭

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純利益		7,447円28銭
(算定上の基礎)		
中間純利益	百万円	8,936
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	8,936
普通株式の期中平均株式数	千株	1,200

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,070	25	-	2,096	625	70	1,471
土地	3,142	-	-	3,142	-	-	3,142
その他の有形固定資産	358	21	0	379	328	20	51
有形固定資産計	5,572	47	0	5,619	954	91	4,665
無形固定資産							
ソフトウェア	5,495	1,528	1,350	5,673	2,274	1,054	3,399
その他の無形固定資産	8	-	-	8	-	-	8
無形固定資産計	5,503	1,528	1,350	5,682	2,274	1,054	3,407

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	50,000	70,000	0.00	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	50,000	70,000	0.00	2020年12月～ 2023年6月
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	-	-	-

（注）1．「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2．借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	16,200	10,000	23,800	20,000	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

（参考）なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式による商業・ペーパーの発行はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,510	3,844	55	2,455	3,844
一般貸倒引当金	2,081	3,207	-	2,081	3,207
個別貸倒引当金	429	637	55	373	637
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
賞与引当金	462	517	462	-	517
役員退職慰労引当金	0	-	-	-	0
利用促進引当金	51	54	51	-	54
計	3,025	4,416	569	2,455	4,417

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金 洗替による取崩額

個別貸倒引当金 洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,369	1,532	1,343	-	1,558
未払法人税等	501	578	496	-	583
未払事業税	868	953	847	-	975

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(2020年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金93,995百万円、他の銀行への預け金21,197百万円であります。
その他の証券	外国証券5,903百万円、投資信託受益証券3,653百万円その他であります。
前払費用	営業経費193百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息2,570百万円その他であります。
その他の資産	回収サービス業務資産2,770百万円、未収金1,106百万円(貸出金等)その他であります。

負債の部

その他の預金	別段預金32,613百万円その他であります。
未払費用	預金利息6,104百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息33百万円その他であります。
その他の負債	連結納税未払金6,573百万円、預り金2,795百万円(流動化債権回収金等)その他あります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券および株数を示した株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目22番8号 オリックス銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	-
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する旨定款に定めております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

1【貸借対照表】

(単位:百万円)

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
資産の部			
現金預け金	30,151	43,747	69,052
預け金	30,151	43,747	69,052
コールローン	20,000	-	-
買入金銭債権	51,510	27,163	10,478
有価証券	6 319,109	6, 9 253,214	6, 9 254,821
国債	78,895	63,439	50,945
地方債	106,260	83,141	85,620
社債	121,106	98,840	109,716
株式	4	4	4
その他の証券	12,843	7,788	8,533
貸出金	1, 2, 3, 4, 7 1,311,358	1, 2, 3, 4, 7 1,539,700	1, 2, 3, 4, 7 1,675,755
割引手形	5 734	-	-
証書貸付	1,204,779	1,401,322	1,527,506
当座貸越	105,844	138,377	148,248
外国為替	-	-	28
外国他店預け	-	-	28
その他資産	3,777	4,466	4,070
前払費用	134	152	141
未収収益	2,108	2,246	2,869
金融派生商品	-	-	0
その他の資産	6 1,534	6 2,066	6 1,058
有形固定資産	8 4,604	8 4,670	8 4,759
建物	1,401	1,454	1,552
土地	3,142	3,142	3,142
その他の有形固定資産	60	73	64
無形固定資産	3,023	2,797	2,751
ソフトウェア	3,014	2,788	2,742
その他の無形固定資産	8	8	8
繰延税金資産	202	854	1,311
支払承諾見返	11,992	18,829	20,839
貸倒引当金	3,344	2,918	2,708
資産の部合計	1,752,385	1,892,524	2,041,159

(単位:百万円)

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
負債の部			
預金	1,179,526	1,322,079	1,445,964
当座預金	244	54	53
普通預金	86,416	99,756	120,136
定期預金	1,092,462	1,198,540	1,325,172
その他の預金	403	23,726	601
譲渡性預金	218,170	290,830	302,380
コールマネー	42,500	28,000	10,000
借入金	6 136,100	6 60,000	6 70,000
借入金	136,100	60,000	70,000
信託勘定借	7,468	4,406	7,824
その他負債	11,547	12,451	13,130
未払法人税等	1,060	1,137	1,094
未払費用	5,279	4,918	4,848
前受収益	45	59	119
金融派生商品	-	-	0
資産除去債務	24	58	61
その他の負債	5,137	6,277	7,006
賞与引当金	357	375	413
退職給付引当金	61	98	130
役員退職慰労引当金	0	0	0
利用促進引当金	167	53	57
支払承諾	11,992	18,829	20,839
負債の部合計	1,607,892	1,737,125	1,870,741
純資産の部			
資本金	45,000	45,000	45,000
資本剰余金	17,803	17,803	17,803
資本準備金	17,803	17,803	17,803
利益剰余金	78,531	91,004	107,000
その他利益剰余金	78,531	91,004	107,000
繰越利益剰余金	78,531	91,004	107,000
株主資本合計	141,334	153,808	169,804
⁶ 其他有価証券評価差額金	3,157	1,590	613
評価・換算差額等合計	3,157	1,590	613
純資産の部合計	144,492	155,399	170,417
負債及び純資産の部合計	1,752,385	1,892,524	2,041,159

2【損益計算書】

(単位:百万円)

	第23期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第24期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第25期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
経常収益	42,612	49,250	52,541
信託報酬	446	444	637
資金運用収益	37,936	42,206	45,616
貸出金利息	36,134	40,866	44,782
有価証券利息配当金	996	791	675
コールローン利息	24	1	-
預け金利息	27	25	24
その他の受入利息	752	521	134
役務取引等収益	2,263	3,134	3,187
受入為替手数料	27	25	30
その他の役務収益	2,235	3,108	3,157
その他業務収益	656	1,918	1,219
国債等債券売却益	316	858	128
その他の業務収益	339	1,059	1,090
その他経常収益	1,309	1,546	1,881
貸倒引当金戻入益	269	427	63
償却債権取立益	309	109	240
株式等売却益	122	-	-
その他の経常収益	607	1,010	1,577
経常費用	29,486	31,098	29,878
資金調達費用	3,813	3,295	3,373
預金利息	3,200	2,887	3,065
譲渡性預金利息	424	342	294
コールマネー利息	30	16	12
借入金利息	157	45	-
その他の支払利息	1	3	2
役務取引等費用	8,322	10,215	11,132
支払為替手数料	36	38	41
その他の役務費用	8,285	10,176	11,090
その他業務費用	0	17	32
外国為替売買損	-	-	21
国債等債券売却損	0	-	10
金融派生商品費用	-	-	0
その他の業務費用	-	17	-
営業経費	17,045	17,064	14,836
その他経常費用	304	505	503
貸出金償却	278	452	396
その他の経常費用	26	53	107
経常利益	13,126	18,151	22,663
特別損失	15	104	0
固定資産処分損	15	104	0
税引前当期純利益	13,110	18,046	22,663
法人税、住民税及び事業税	4,422	5,534	6,693
法人税等調整額	31	38	25
法人税等合計	4,453	5,572	6,667
当期純利益	8,656	12,473	15,995

3【株主資本等変動計算書】

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	45,000	17,803	69,874	132,677	2,563	135,241
当期変動額						
当期純利益			8,656	8,656		8,656
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					594	594
当期変動額合計	-	-	8,656	8,656	594	9,250
当期末残高	45,000	17,803	78,531	141,334	3,157	144,492

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	45,000	17,803	78,531	141,334	3,157	144,492
当期変動額						
当期純利益			12,473	12,473		12,473
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,567	1,567
当期変動額合計	-	-	12,473	12,473	1,567	10,906
当期末残高	45,000	17,803	91,004	153,808	1,590	155,399

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	45,000	17,803	91,004	153,808	1,590	155,399
当期変動額						
当期純利益			15,995	15,995		15,995
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					977	977
当期変動額合計	-	-	15,995	15,995	977	15,018
当期末残高	45,000	17,803	107,000	169,804	613	170,417

【注記事項】

（重要な会計方針）

第23期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は575百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として21年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年～21年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 利用促進引当金

利用促進引当金は、当社が取り扱うカードローンの利用促進施策による利用促進費支出の負担に備え、当事業年度末において、将来負担が見込まれる額を合理的に見積り、必要額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

当社はオリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

第24期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
その他	4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は780百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として20年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年～20年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 利用促進引当金

利用促進引当金は、当社が取り扱うカードローンの利用促進施策による利用促進費支出の負担に備え、当事業年度末において、将来負担が見込まれる額を合理的に見積り、必要額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

当社はオリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

第25期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

ただし、投資事業有限責任組合等への出資金については、主として、組合等の直近の事業年度の財務諸表に基づいて、組合等の純資産及び純損益を当社の出資持分割合に応じて、資産及び収益・費用として計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は603百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として20年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年~21年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 利用促進引当金

利用促進引当金は、当社が取り扱うカードローンの利用促進施策による利用促進費支出の負担に備え、当事業年度末において、将来負担が見込まれる額を合理的に見積り、必要額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(2) 連結納税制度の適用

当社はオリックス株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、本会計方針の変更が、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(追加情報)

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
破綻先債権額	145百万円	106百万円	186百万円
延滞債権額	3,351百万円	3,853百万円	4,860百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
貸出条件緩和債権額	648百万円	352百万円	39百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
合計額	4,145百万円	4,312百万円	5,087百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
	734百万円	- 百万円	- 百万円

6 担保に供している資産は次のとおりであります。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
担保に供している資産			
有価証券	162,534百万円	141,845百万円	140,890百万円
計	162,534百万円	141,845百万円	140,890百万円
担保資産に対応する債務			
借入金	132,100百万円	60,000百万円	70,000百万円

上記は日本銀行当座貸越取引等の担保であります。

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
有価証券	10,084百万円	10,059百万円	10,034百万円

なお、信託業法に基づく供託金として、次のものを差し入れております。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
現金	25百万円	25百万円	25百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
保証金	1百万円	1百万円	1百万円
敷金	60百万円	186百万円	217百万円

7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
融資未実行残高	58,166百万円	80,596百万円	87,703百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	57,724百万円	79,765百万円	87,234百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8 有形固定資産の減価償却累計額

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
減価償却累計額	641百万円	718百万円	774百万円

9 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
	- 百万円	1,616百万円	3,038百万円

10 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
金銭信託	555百万円	927百万円	1,682百万円

(損益計算書関係)

1 営業経費には、次のものを含んでおります。

	第23期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第24期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第25期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
給与・手当	5,287百万円	5,564百万円	5,742百万円
広告宣伝費	5,330百万円	4,314百万円	1,946百万円
事務委託費	1,311百万円	1,479百万円	1,678百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	-	-	1,200	
合計	1,200	-	-	1,200	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	-	-	1,200	
合計	1,200	-	-	1,200	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	-	-	1,200	
合計	1,200	-	-	1,200	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第23期（2016年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行っております。これらを営んでいく上で、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどといったさまざまなリスクを抱えておりますが、金融機関としての経営の健全性を確保するため、評価したリスクを総体的に捉え、適切に管理することにより、安定した収益性の維持に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として住宅ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資や法人向け融資等であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主に公社債等の債券であり、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

金融負債は、主として預入期間が2週間から5年の定期預金であり、満期時または中途解約による払出しにより、資金繰りにおいて必要な資金が確保できなくなる流動性リスク、または、より高い金利での調達を余儀なくされるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は毎月「リスクマネジメント委員会」を開催し、リスクを統合的に評価し、その特性に応じて適正なコントロールを行うことにより、経営の健全性の確保に努めております。

信用リスク管理

信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し銀行が損失を被るリスク」と定義するとともに、銀行業務の根幹である信用創造機能にともなうリスクであり、金融の本質にかかわる最も重要かつ基本的なリスクと位置づけております。当社における信用リスク管理の概要は以下のとおりです。

・信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）

住宅ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資、カードローン、法人向け融資等を行っており、事業戦略と目標を踏まえて、貸出、オフ・バランス取引などを含めた与信業務におけるリスクの把握及びその適正な運営方針を「信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）」として定めております。本方針は、当社の規模、特性、リスク・プロファイルに見合った信用リスクの管理態勢を確立することによって、健全で資本効率の高いローン・ポートフォリオの構築を実現し、適正収益を継続的に確保することを目的としております。

・個別案件審査

主力商品である住宅ローン（自宅、投資マンション、アパートなど）の取り扱いに際しては、顧客との面談を通じて固有の事情や生活実態に沿った返済能力の確認を行い、また、不動産関連のマーケット情報を収集し、顧客の返済能力だけでなく、不動産からもたらされるキャッシュ・フローや担保価値を総合的に判断する個別対応型の審査を行っております。法人向け融資については、融資先の営業状況・財務状況・事業計画・業界動向や当該融資の資金使途・返済原資などについて詳細に調査した上で与信判断を行っております。案件審査態勢としては、まず営業担当部署が融資先についての各種分析を実施し厳正な審査を行い、大口案件等の一定の条件に合致するものについては審査部または投融資委員会においてより慎重に最終的な融資判断を行います。証券化商品等への投資に際しては、分散投資と安定的なリターン確保の観点から、慎重なデューデリジェンスを行った上で安全性が高い案件を選別し、取締役会、投融資委員会等において判断しております。カードローンについては、融資内容や審査の考え方についてのガイドラインを設けたうえで、保証会社の保証を前提に顧客の返済能力を重視した審査を行っております。

・ポートフォリオ管理

個別融資先の管理に加え、リスク分散化の基準を「与信集中リスク管理規則」として定め、同一先（グループ）に加えて、特定の業種、商品などリスク特性の近似した与信ポートフォリオの過度な集中を排除するための信用供与の限度額にかかわる管理態勢を明確にしております。また、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としております。

市場リスク管理

「市場リスク管理の基本方針」において、市場リスクを「様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、当社が損失を被るリスク」と定義し、その管理を「市場リスクの所在を特定し、大きさを評価した上で、適時かつ正確にモニタリングを行い、適切にコントロールすること」と、定めております。市場リスクの管理態勢としては、市場取引を執行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、事務を担当するバックオフィスを設置し、相互牽制体制を確保しております。市場リスクの管理方法としては、市場リスク量に対する限度などをリスクマネジメント委員会が決定し、ミドルオフィスがその遵守状況をモニタリングし、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

・金利リスクの管理

当社において主要なリスク・ファクターである金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、その他有価証券に分類される「債券」、「買入金銭債権」、「預金」、「借入金」であります。当社ではこれらの金融資産及び金融負債について、予想最大損失額（VaR）を用いて市場リスク量を把握し、管理しております。

・有価証券価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、有価証券の種類別に時価評価額や予想最大損失額（VaR）を用いて市場リスク量を把握するとともに、損益を算出し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

金利リスクについては、分散・共分散法（保有期間1年、信頼区間片側99%、観測期間3年）を採用しており、2016年3月31日現在、当社の市場リスク量（VaR）は、全体で9,509百万円であります。公社債の価格変動リスクについては、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間5年）を採用しており、2016年3月31日現在、公社債の市場リスク量（VaR）は、406百万円であります。

なお、当社では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的を実施し、使用する計測モデルの適切性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であるため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクを捉えきれない場合があります。

流動性リスク管理

資金繰りの逼迫度を複数の段階に区分し、段階に応じた流動性リスク管理態勢の強化策を定めているほか、必要な流動性資産の水準や市場性資金調達額などに限度を定め、遵守状況をリスク管理部門がモニタリングを行い、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	30,151	30,151	-
(2) コールローン	20,000	20,000	-
(3) 買入金銭債権及び有価証券	370,616	370,616	-
買入金銭債権	51,510	51,510	-
その他有価証券	319,105	319,105	-
(4) 貸出金	1,311,358		
貸倒引当金(*1)	3,296		
	1,308,061	1,308,274	213
(5) 未収収益(*2)	2,105	2,105	-
資産計	1,730,933	1,731,147	213
(1) 預金	1,179,526		
未払利息(*3)	4,012		
	1,183,539	1,185,559	2,019
(2) 譲渡性預金	218,170		
未払利息(*4)	177		
	218,347	218,369	22
(3) コールマネー	42,500	42,500	-
(4) 借入金	136,100		
未払利息(*5)	75		
	136,175	136,611	435
負債計	1,580,562	1,583,040	2,478

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収収益に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額していません。

(*3) 預金に対応する未払利息を加算しております。

(*4) 譲渡性預金に対応する未払利息を加算しております。

(*5) 借入金に対応する未払利息を加算しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金、及び(2) コールローン

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金及びコールローンについては、すべて約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権及び有価証券

買入金銭債権のうち、投資家として購入した信託受益権については、取引金融機関から提示された価格、オリジネーターとして実施した住宅ローン債権の流動化による残存部分として保有する劣後受益権については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定された価額をもって時価としております。有価証券のうち、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに将来キャッシュ・フローを見積り、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(5) 未収収益

未収収益は、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金（対応する未払利息を含む）

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

コールマネーについては約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金（対応する未払利息を含む）

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	4

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	30,151	-	-	-	-	-
コールローン	20,000	-	-	-	-	-
買入金銭債権及び有価証券	29,632	118,817	171,632	22,226	24,287	4,020
買入金銭債権	15,641	17,146	4,978	4,839	4,883	4,020
その他有価証券のうち満期があるもの	13,990	101,670	166,654	17,386	19,403	-
うち国債	5,733	43,442	29,719	-	-	-
地方債	-	16,896	86,174	1,116	2,072	-
社債	5,150	40,929	41,426	16,269	17,330	-
その他	3,106	403	9,333	-	-	-
貸出金	103,716	146,463	114,965	90,173	126,610	729,429
合計	183,499	265,281	286,598	112,399	150,897	733,449

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	719,739	327,020	132,766	-	-	-
譲渡性預金	200,170	18,000	-	-	-	-
コールマネー	42,500	-	-	-	-	-
借入金	66,600	69,500	-	-	-	-
合計	1,029,009	414,520	132,766	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

第24期（2017年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行っております。これらを営んでいく上で、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどといったさまざまなリスクを抱えておりますが、金融機関としての経営の健全性を確保するため、評価したリスクを総体的に捉え、適切に管理することにより、安定した収益性の維持に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として住宅ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資や法人向け融資等であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主に公社債等の債券であり、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

金融負債は、主として預入期間が2週間から5年の定期預金であり、満期時または中途解約による払出しにより、資金繰りにおいて必要な資金が確保できなくなる流動性リスク、または、より高い金利での調達を余儀なくされるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は毎月「リスクマネジメント委員会」を開催し、リスクを統合的に評価し、その特性に応じて適正なコントロールを行うことにより、経営の健全性の確保に努めております。

信用リスク管理

信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し銀行が損失を被るリスク」と定義するとともに、銀行業務の根幹である信用創造機能にともなうリスクであり、金融の本質にかかわる最も重要かつ基本的なリスクと位置づけております。当社における信用リスク管理の概要は以下のとおりです。

・信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）

住宅ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資、カードローン、法人向け融資等を行っており、事業戦略と目標を踏まえて、貸出、オフ・バランス取引などを含めた与信業務におけるリスクの把握及びその適正な運営方針を「信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）」として定めております。本方針は、当社の規模、特性、リスク・プロファイルに見合った信用リスクの管理態勢を確立することによって、健全で資本効率の高いローン・ポートフォリオの構築を実現し、適正収益を継続的に確保することを目的としております。

・個別案件審査

主力商品である住宅ローン（自宅、投資マンション、アパートなど）の取り扱いに際しては、顧客との面談を通じて固有の事情や生活実態に沿った返済能力の確認を行い、また不動産関連のマーケット情報を収集し、顧客の返済能力だけでなく、不動産からもたらされるキャッシュ・フローや担保価値を総合的見地で判断する個別対応型の審査を行っております。カードローンについては、申し込み時に顧客から申告を受ける年齢、職業、年収などの情報をもとに、当社および保証会社において審査を行い、顧客の返済能力に応じた限度額設定などを行っております。法人向け融資については、融資先の営業状況・財務状況・事業計画・業界動向や当該融資の資金使途・返済原資などについて詳細に調査した上で与信判断を行っております。案件審査態勢としては、まず営業担当部署が融資先についての各種分析を実施し厳正な審査を行い、大口案件等の一定の条件に合致するものについては審査部または投融資委員会においてより慎重に最終的な融資判断を行います。証券化商品等への投資に際しては、分散投資と安定的なリターンの確保の観点から、慎重なデューデリジェンスを行った上で安全性が高い案件を選別し、取締役会、投融資委員会等において判断しております。

・ポートフォリオ管理

個別融資先の管理に加え、リスク分散化の基準を「与信集中リスク管理規則」として定め、同一先（グループ）に加えて、特定の業種、商品などリスク特性の近似した与信ポートフォリオの過度な集中を排除するための信用供与の限度額にかかわる管理態勢を明確にしております。また、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としております。

市場リスク管理

「市場リスク管理の基本方針」において、市場リスクを「様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、当社が損失を被るリスク」と定義し、その管理を「市場リスクの所在を特定し、大きさを評価した上で、適時かつ正確にモニタリングを行い、適切にコントロールすること」と、定めております。市場リスクの管理態勢としては、市場取引を執行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、事務を担当するバックオフィスを設置し、相互牽制体制を確保しております。市場リスクの管理方法としては、市場リスク量に対する限度などをリスクマネジメント委員会が決定し、ミドルオフィスがその遵守状況をモニタリングし、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

・金利リスクの管理

当社において主要なリスク・ファクターである金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、その他有価証券に分類される「債券」、「買入金銭債権」、「預金」、「借入金」であります。当社ではこれらの金融資産及び金融負債について、予想最大損失額（V a R）を用いて市場リスク量を把握し、管理しております。

・有価証券価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、有価証券の種類別に時価評価額や予想最大損失額（V a R）を用いて市場リスク量を把握するとともに、損益を算出し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

金利リスクについては、分散・共分散法（保有期間1年、信頼区間片側99%、観測期間3年）を採用しており、2017年3月31日現在、当社の市場リスク量（V a R）は、全体で15,088百万円であります。公社債の価格変動リスクについては、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間5年）を採用しており、2017年3月31日現在、公社債の市場リスク量（V a R）は、1,807百万円です。

なお、当社では、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを定期的を実施し、使用する計測モデルの適切性を確認しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であるため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクを捉えきれない場合があります。

流動性リスク管理

資金繰りの逼迫度を複数の段階に区分し、段階に応じた流動性リスク管理態勢の強化策を定めているほか、必要な流動性資産の水準や市場性資金調達額などに限度を定め、遵守状況をリスク管理部門がモニタリングを行い、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	43,747	43,747	-
(2) 買入金銭債権及び有価証券	280,373	280,373	-
買入金銭債権	27,163	27,163	-
其他有価証券	253,210	253,210	-
(3) 貸出金	1,539,700		
貸倒引当金(*1)	2,853		
	1,536,847	1,537,133	286
(4) 未収収益(*2)	2,244	2,244	-
資産計	1,863,211	1,863,498	286
(1) 預金	1,322,079		
未払利息(*3)	4,109		
	1,326,188	1,327,216	1,027
(2) 譲渡性預金	290,830		
未払利息(*4)	145		
	290,975	290,975	-
(3) コールマネー	28,000	28,000	-
(4) 借入金	60,000	60,000	-
負債計	1,705,163	1,706,191	1,027

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収収益に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*3) 預金に対応する未払利息を加算しております。

(*4) 譲渡性預金に対応する未払利息を加算しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、すべて約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権及び有価証券

買入金銭債権のうち、投資家として購入した信託受益権については、取引金融機関から提示された価格、オリジネーターとして実施した住宅ローン債権の流動化による残存部分として保有する劣後受益権については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定された価額をもって時価としております。有価証券のうち、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスク等を考慮した割引率で割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに将来キャッシュ・フローを見積り、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 未収収益

未収収益は、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金(対応する未払利息を含む)

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、固定金利定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。変動金利定期預金については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額としております。

(3) コールマネー

コールマネーについては約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	4

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	43,747	-	-	-	-	-
買入金銭債権及び有価証券	29,200	119,368	64,244	22,624	43,518	1,227
買入金銭債権	15,608	5,042	2,107	1,524	1,653	1,227
その他有価証券のうち満期があるもの	13,592	114,326	62,137	21,100	41,864	-
うち国債	9,099	48,588	5,752	-	-	-
地方債	-	32,889	35,172	-	15,079	-
社債	4,493	31,139	16,307	21,100	25,798	-
その他	-	1,708	4,904	-	986	-
貸出金	130,267	159,904	130,676	101,678	148,830	868,343
合計	203,216	279,273	194,920	124,302	192,348	869,570

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	940,678	269,013	111,887	-	500	-
譲渡性預金	273,630	17,200	-	-	-	-
コールマネー	28,000	-	-	-	-	-
借入金	-	43,800	16,200	-	-	-
合計	1,242,308	330,013	128,087	-	500	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

第25期（2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行業務の公共性に鑑み、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、銀行業務の健全かつ適切な運営を行っております。これらを営んでいく上で、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどといったさまざまなリスクを抱えておりますが、金融機関としての経営の健全性を確保するため、評価したリスクを総体的に捉え、適切に管理することにより、安定した収益性の維持に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として住宅ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資や法人向け融資等であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主に公社債等の債券であり、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

金融負債は、主として預入期間が2週間から5年の定期預金であり、満期時または中途解約による払出しにより、資金繰りにおいて必要な資金が確保できなくなることや、より高い金利での調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は毎月「リスクマネジメント委員会」を開催し、リスクを統合的に評価し、その特性に応じて適正なコントロールを行うことにより、経営の健全性の確保に努めております。

信用リスク管理

信用リスクを「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し銀行が損失を被るリスク」と定義するとともに、銀行業務の根幹である信用創造機能にともなうリスクであり、金融の本質にかかわる最も重要かつ基本的なリスクと位置づけております。当社における信用リスク管理の概要は以下のとおりです。

・信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）

住宅ローンを主体とした不動産取得などに関連する融資、カードローン、法人向け融資等を行っており、事業戦略と目標を踏まえて、貸出、オフ・バランス取引などを含めた与信業務におけるリスクの把握及びその適正な運営方針を「信用リスク管理の基本方針（クレジット・ポリシー）」として定めております。本方針は、当社の規模、特性、リスク・プロファイルに見合った信用リスクの管理態勢を確立することによって、健全で資本効率の高いローン・ポートフォリオの構築を実現し、適正収益を継続的に確保することを目的としております。

・個別案件審査

主力商品である住宅ローン（自宅、投資マンション、アパートなど）の取り扱いに際しては、顧客との面談を通じて固有の事情や生活実態に沿った返済能力の確認を行い、また不動産関連のマーケット情報を収集し、顧客の返済能力だけでなく、不動産からもたらされるキャッシュ・フローや担保価値を総合的に見地で判断する個別対応型の審査を行っております。カードローンについては、申し込み時に顧客から申告を受ける年齢、職業、年収などの情報をもとに、当社及び保証会社において審査を行い、顧客の返済能力に応じた限度額設定などを行っております。法人向け融資については、融資先の営業状況・財務状況・事業計画・業界動向や当該融資の資金使途・返済原資などについて詳細に調査した上で与信判断を行っております。案件審査態勢としては、まず営業担当部署が融資先についての各種分析を実施し厳正な審査を行い、大口案件等の一定の条件に合致するものについては審査部または投融資委員会においてより慎重に最終的な融資判断を行います。証券化商品等への投資に際しては、分散投資と安定的なリターンの確保の観点から、慎重なデューデリジェンスを行った上で安全性が高い案件を選別し、取締役会、投融資委員会等において判断しております。

・ポートフォリオ管理

個別融資先の管理に加え、リスク分散化の基準を「与信集中リスク管理規則」として定め、同一先（グループ）に加えて、特定の業種、商品などリスク特性の近似した与信ポートフォリオの過度な集中を排除するための信用供与の限度額にかかわる管理態勢を明確にしております。また、与信先の信用悪化などの各種ストレスシナリオに基づいたストレステストを実施し、ストレス下における自己資本の充実度を検証する態勢としております。

市場リスク管理

「市場リスク管理の基本方針」において、市場リスクを「様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、当社が損失を被るリスク」と定義し、その管理を「市場リスクの所在を特定し、大きさを評価した上で、適時かつ正確にモニタリングを行い、適切にコントロールすること」と、定めております。市場リスクの管理態勢としては、市場取引を執行するフロントオフィス、リスク管理を行うミドルオフィス、事務を担当するバックオフィスを設置し、相互牽制体制を確保しております。市場リスクの管理方法としては、市場リスク量に対する限度などをリスクマネジメント委員会が決定し、ミドルオフィスがその遵守状況をモニタリングし、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

・金利リスク、為替リスクの管理

当社において主要なリスク・ファクターである金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、その他有価証券に分類される「債券」、「買入金銭債権」、「預金」、「借入金」であります。為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、一部の「貸出金」とその調達手段であります。当社ではこれらの金融資産及び金融負債について、予想最大損失額（VaR）を用いて市場リスク量を把握し、管理しております。

・有価証券価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、有価証券の種類別に時価評価額や予想最大損失額（VaR）を用いて市場リスク量を把握するとともに、損益を算出し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

市場リスクについては、分散・共分散法（保有期間1年、信頼区間片側99%、観測期間3年）を採用しており、2018年3月31日現在、当社の市場リスク量（VaR）は、全体で13,184百万円であります。公社債の価格変動リスクについては、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間60日、信頼区間片側99%、観測期間5年）を採用しており、2018年3月31日現在、公社債の市場リスク量（VaR）は、2,216百万円あります。

なお、当社では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的を実施し、使用する計測モデルの適切性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であるため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクを捉えきれない場合があります。

流動性リスク管理

資金繰りの逼迫度を複数の段階に区分し、段階に応じた流動性リスク管理態勢の強化策を定めているほか、必要な流動性資産の水準や市場性資金調達額などに限度を定め、遵守状況をリスク管理部門がモニタリングを行い、定期的にリスクマネジメント委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	69,052	69,052	-
(2) 買入金銭債権及び有価証券	265,094	265,094	-
買入金銭債権	10,478	10,478	-
その他有価証券	254,615	254,615	-
(3) 貸出金	1,675,755		
貸倒引当金(*1)	2,648		
	1,673,107	1,672,627	479
(4) 外国為替	28	28	-
(5) 未収収益(*2)	2,866	2,866	-
資産計	2,010,149	2,009,669	479
(1) 預金	1,445,964		
未払利息(*3)	4,244		
	1,450,209	1,451,957	1,748
(2) 譲渡性預金	302,380		
未払利息(*4)	117		
	302,497	302,497	-
(3) コールマネー	10,000	10,000	-
(4) 借入金	70,000	70,000	-
負債計	1,832,707	1,834,455	1,748
デリバティブ取引(*5)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(0)	(0)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 未収収益に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*3) 預金に対応する未払利息を加算しております。

(*4) 譲渡性預金に対応する未払利息を加算しております。

(*5) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、すべて約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権及び有価証券

買入金銭債権のうち、投資家として購入した信託受益権については、取引金融機関から提示された価格をもって時価としております。有価証券のうち、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、将来キャッシュ・フローを見積り、信用リスク等を考慮した割引率で割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに将来キャッシュ・フローを見積り、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)であります。これは、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 未収収益

未収収益は、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金(対応する未払利息を含む)

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、固定金利定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。変動金利定期預金については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

コールマネーについては、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	4
出資金(*2)	201
合計	205

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	69,052	-	-	-	-	-
買入金銭債権及び有価証券	49,086	105,574	21,982	21,220	67,230	-
買入金銭債権	8,290	1,525	623	38	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	40,795	104,048	21,358	21,182	67,230	-
うち国債	21,756	29,189	-	-	-	-
地方債	5,409	47,663	1,111	2,055	29,380	-
社債	13,228	20,966	19,550	19,126	36,845	-
その他	401	6,229	696	-	1,004	-
貸出金	134,619	170,549	126,187	110,650	160,525	973,223
合計	252,758	276,123	148,169	131,871	227,755	973,223

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	812,199	540,296	92,968	-	500	-
譲渡性預金	302,380	-	-	-	-	-
コールマネー	10,000	-	-	-	-	-
借入金	43,800	16,200	10,000	-	-	-
合計	1,168,379	556,496	102,968	-	500	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

第23期(2016年3月31日)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関係会社株式
該当事項はありません。
4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	305,953	303,034	2,919
	国債	78,895	77,726	1,169
	地方債	106,260	105,708	551
	社債	120,798	119,599	1,198
	その他	53,043	51,152	1,890
	小計	358,997	354,187	4,809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	308	308	0
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	308	308	0
	その他	11,310	11,568	257
	小計	11,619	11,876	257
合計		370,616	366,064	4,551

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券
第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	137	122	-
債券	132,110	313	0
国債	24,153	51	-
地方債	55,190	137	0
社債	52,767	124	0
その他	13,598	322	0
合計	145,847	758	0

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

第24期(2017年3月31日)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関係会社株式
該当事項はありません。
4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	208,664	206,923	1,740
	国債	63,439	62,751	687
	地方債	71,321	70,972	348
	社債	73,903	73,198	704
	その他	27,606	26,667	939
	小計	236,270	233,590	2,680
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	36,757	37,114	357
	国債	-	-	-
	地方債	11,820	11,925	104
	社債	24,936	25,189	252
	その他	6,039	6,069	30
	小計	42,796	43,183	387
合計		279,067	276,774	2,292

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券
第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	138,956	818	-
国債	14,920	87	-
地方債	65,846	285	-
社債	58,190	445	-
その他	3,237	40	-
合計	142,194	858	-

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

第25期(2018年3月31日)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関係会社株式
該当事項はありません。
4. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	192,001	190,952	1,048
	国債	50,945	50,629	316
	地方債	68,351	68,140	210
	社債	72,704	72,182	521
	その他	17,408	17,364	44
	小計	209,410	208,316	1,093
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	54,281	54,487	205
	国債	-	-	-
	地方債	17,269	17,325	56
	社債	37,012	37,161	149
	その他	696	700	3
	小計	54,978	55,187	208
合計		264,388	263,504	884

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券
第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	54,253	128	0
国債	12,041	26	-
地方債	21,004	57	-
社債	21,207	45	0
その他	187	-	10
合計	54,441	128	10

7. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

第23期(2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(2017年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(2018年3月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

第23期(2016年3月31日)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,551
その他有価証券	4,551
()繰延税金負債	1,393
その他有価証券評価差額金	3,157

第24期(2017年3月31日)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,292
その他有価証券	2,292
()繰延税金負債	702
その他有価証券評価差額金	1,590

第25期(2018年3月31日)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	884
その他有価証券	884
()繰延税金負債	270
その他有価証券評価差額金	613

(デリバティブ取引関係)

第23期(2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(2017年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(2018年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	1,000	1,000	0	0
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	1,803	-	0	0
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型年金制度と確定拠出年金制度を採用しています。

この制度により従業員には、定年退職時に一括で退職金を受け取るか、分割で年金を受け取る権利が付与されています。

確定給付型年金制度は、キャッシュバランプランを採用しています。

確定拠出年金制度では、給与に基づいた掛金を拠出しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	第23期	第24期	第25期
	(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
退職給付債務の期首残高	853	1,009	1,086
勤務費用	105	115	120
利息費用	11	8	9
数理計算上の差異の発生額	45	20	87
退職給付の支払額	8	26	14
転籍に伴う増加額	-	0	40
退職給付債務の期末残高	1,009	1,086	1,330

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	第23期	第24期	第25期
	(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
年金資産の期首残高	633	696	763
期待運用収益	13	15	16
数理計算上の差異の発生額	24	10	4
事業主からの拠出額	82	88	97
退職給付の支払額	8	26	14
転籍に伴う増加額	-	0	40
年金資産の期末残高	696	763	909

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位: 百万円)

区分	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,009	1,086	1,330
年金資産	696	763	909
非積立型制度の退職給付債務	312	322	420
	-	-	-
未積立退職給付債務	312	322	420
未認識数理計算上の差異	238	211	276
未認識過去勤務費用	12	12	12
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	61	98	130

(単位: 百万円)

区分	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
退職給付引当金	61	98	130
前払年金費用	-	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	61	98	130

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位: 百万円)

区分	第23期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第24期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第25期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
勤務費用	105	115	120
利息費用	11	8	9
期待運用収益	13	15	16
数理計算上の差異の費用処理額	13	17	16
過去勤務費用の費用処理額	0	0	0
確定給付制度に係る退職給付費用	117	125	130

(5) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
債券	39%	34%	43%
株式	30%	31%	27%
一般勘定	31%	35%	30%
合計	100%	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率については、年金資産のポートフォリオの内容及びこれらのポートフォリオから生じる長期期待運用収益率に基づいて毎期決定しております。長期期待運用収益率は、従業員が勤務の結果として生じる給付を受けるまでの期間に、実際に資産から生じる長期の収益率に近似するように設定されます。その設定にあたっては、年金資産のポートフォリオから生じた過去の実際の収益や様々な資産から生じる個々の独立した予定利率を含む、多くの要素を用いています。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	第23期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第24期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第25期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
割引率	1.4%	0.8%	0.9%
長期期待運用収益率	2.2%	2.2%	2.2%
予想昇給率	4.3%	4.3%	4.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は第23期45百万円、第24期50百万円、第25期57百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (2016年3月31日)	第24期 (2017年3月31日)	第25期 (2018年3月31日)
繰延税金資産			
貸倒引当金	1,081百万円	1,038百万円	963百万円
未払事業税・事業所税	223	223	276
その他	291	294	342
繰延税金資産合計	1,595	1,556	1,582
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	1,393	702	270
繰延税金負債合計	1,393	702	270
繰延税金資産の純額	202百万円	854百万円	1,311百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期、第24期及び第25期は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第23期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から、2016年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は6百万円減少し、その他有価証券評価差額金は78百万円増加し、法人税等調整額は84百万円増加しております。

(持分法損益等)

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社は関連会社がないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社がないため、該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社は関連会社がないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社がないため、該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連会社に関する事項

当社は関連会社がないため、該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社がないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

第23期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第24期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	38,743	1,436	2,433	42,612

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	44,169	1,649	3,430	49,250

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	47,752	803	3,985	52,541

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

第23期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

1. 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	オリックス・クレジット株式会社	東京都立川市	4,800	個人向け金融サービス業	-	保証委託取引 債務被保証	債務被保証 (注)1	106,545	-	-
							支払保証料 (注)1	4,662	-	-
							買入金銭債権の購入 (注)2	23,300	買入金銭債権	23,373

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1 当社が行う融資に対する保証を受けるもので、保証料率は主たる債務者の信用リスク等を勘案の上で合理的に決定しております。

2 価格その他の取引条件は、第三者機関による評価等に基づき市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

オリックス株式会社（東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第24期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	オリックス・クレジット株式会社	東京都立川市	4,800	個人向け金融サービス業	-	保証委託取引 債務被保証	債務被保証 (注)	124,963	-	-
							支払保証料 (注)	5,899	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が行う融資に対する保証を受けるもので、保証料率は主たる債務者の信用リスク等を勘案の上で合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

オリックス株式会社（東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	オリックス・クレジット株式会社	東京都立川市	4,800	個人向け金融サービス業	-	保証委託取引 債務被保証	債務被保証(注)	121,029	-	-
							支払保証料(注)	6,374	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が行う融資に対する保証を受けるもので、保証料率は主たる債務者の信用リスク等を勘案の上で合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

オリックス株式会社(東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第23期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第24期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第25期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	120,410円42銭	129,499円31銭	142,014円88銭
1株当たり当期純利益	7,213円94銭	10,394円91銭	13,329円81銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		第23期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第24期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第25期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり当期純利益				
当期純利益	百万円	8,656	12,473	15,995
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	8,656	12,473	15,995
普通株式の期中平均株式数	千株	1,200	1,200	1,200

(注) 2. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

第23期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
該当事項はありません。

第24期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
該当事項はありません。

第25期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月8日

オリックス銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺澤 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀和 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御園生豪洋 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリックス銀行株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリックス銀行株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月8日

オリックス銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺澤 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀和 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御園生豪洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリックス銀行株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリックス銀行株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年1月8日

オリックス銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺澤 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 秀和 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御園生豪洋 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオリックス銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オリックス銀行株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。